

新自由主義はどのようにして
経済社会を支配するにいたったか（1958－99年）

—フランスの事例—

権 上 康 男

新自由主義はどのようにして
経済社会を支配するにいたったか（1958－99年）
—フランスの事例—

権 上 康 男

目 次

- 〈序〉新自由主義理解をめぐる問題状況
- 一 戦後体制の動揺とリュエフ —新自由主義的構造改革の胎動
- 1 戦後フランスの出発点
 - 2 リュエフ・プラン（1958年）
 - 3 経済構造改革 —「プロメテウスの社会」への改造
 - 4 信用構造改革とインターバンク市場の創出
- 二 新自由主義的構造改革の全般化（1970年代）
- 1 フランス銀行改革と「大貨幣市場」の誕生
 - 2 欧州経済通貨同盟へのコミットメント—マネタリズムの虚構と「対外的拘束」
 - 3 パール・プランと第8次プラン —構造改革路線の定置
- 三 新自由主義的秩序の構造化（1979－99年）
- 1 EMSの創設と新自由主義
 - 2 ミッテラン左翼政権の選択とドロール —「対外的拘束」の受容
 - 3 新自由主義者ベレゴボワと20世紀末の社会民主主義—競争秩序のもとでの「機会の平等」
 - 4 労働組合運動と変貌するフランス社会 —「プロメテウスの社会」の誕生か
- 結語

〈序〉新自由主義理解をめぐる問題状況

新自由主義（ネオリベラリズム）をめぐる議論は長らく時論の世界にとどまっていたが、ようやく近年、アカデミズムにおいても取り上げられるようになった。とはいえ、その議論は依然として統一性に欠けるうらみがあり、一部に混乱も見られる。それは主に二つの事情によると考えられる。

一つは新自由主義の定義に関係するものである。しかし、定義に必要な情報が不足しているわけではない。この思想潮流の起源は1930・40年代にあるが、その立上げにかかわった新自由主義者たちによって3つの綱領的文書が作成されているからである。第一の文書は1938年の「リップマン・シンポジウム」（パリ）で採択された6項目からなる「自由主義のアジェンダ」^①、第二の文書は1947年に、モンペルラン協会の設立総会（スイス、モンペルラン）で採択された10項目からなる「趣意書」^②である。リップマン・シンポジウムでは仏独英系の経済学者たちが多数を占め、フランスの経済理論家ジャック・リュエフが理論面で主導していた。リュエフはフランス財務省資金局（戦後に国庫局と改称）の現職の局長で、フランス銀行理事（1939年からは副総裁）も兼務する異色の人物であった。一方、モンペルラン設立総会の方は、英米系の経済学者たちが多数を占め、なでもオーストリア出身で、ロンドン大学LSEのフリードリヒ・フォン・ハイエクが中心的な役割を果たしていた。なお、有力な新自由主義者たちの何人かは2つの研究集会のどちらにも出席していた。

残る第三の綱領的文書は、（西）ドイツの有力政党CDUが1948年に採択した「デュッセルドルフ綱領」^③である。この綱領はヴァルター・オイケン、ヴィルヘルム・レプケ、アルフレド・ミュラーアルマックなどに代表されるドイツ新自由主義の流れ（オールド自由主義）を汲んでいた。ドイツでは以後、この綱領に沿った経済・社会政策が実施され、新自由主義が「社会的市場経済」（Sozialmarktwirtschaft）の名のもとに定着する。

「自由主義のアジェンダ」と「デュッセルドルフ綱領」は基本的に同内容である。しかし、これら2つの文書とモンペルラン協会の「趣意書」の間には、微妙ではあるものの重要な違いがある^④。この違いは、すぐ後で述べるように、仏独系経済学者と英米系経済学者の間の新自由主義理解の違いに根ざすものであっ

た。つまり、新自由主義をめぐる議論に見られる不統一や混乱の芽は新自由主義誕生の当初からあったのである。混乱は、1980年代にマーガレット・サッチャーとドナルド・レーガンが、それぞれイギリスとアメリカ合衆国でドラスティックな新自由主義的改革を実施したことによって決定的となる。なかでもサッチャーの果たした役割は大きかった。彼女は自らがハイエクに心酔していることを公言するとともに^⑤、ハイエクの新自由主義を特徴づける規制・独占批判、なかでも労働組合批判を政治演説のなかで繰り返し行ったからである。このため、英語圏では新自由主義が古典的自由主義（マンチェスター派）、サッチャーリズム、レーガノニズム、ワシントン・コンセンサスなどと同一視されるようになった^⑥。英語文化圏の強い影響下にある日本のメディアや経済専門家にも同様の傾向が見られる^⑦。

問題はそれだけにとどまらなかった。1970年代から、モンペルラン協会の有力会員ミルトン・フリードマンの提唱する変動相場制が世界に普及し、さらに、主要諸国が彼の説くマネーサプライの管理をインフレ管理の手段として利用するようになった。このため、彼の経済学説（マネタリズム）を支える思想も新自由主義として広く知られるようになる。しかも、フリードマンも社会問題への関心が低かったことから、ハイエクとフリードマンはしばしば一括りにされ、新自由主義の教祖的存在と看做されるようになる。

しかし、ハイエク／サッチャーあるいはフリードマンの新自由主義だけが新自由主義ではない。仏独系の新自由主義者たちの新自由主義理解は、とりわけハイエクとは明確に異なる。市場経済を自生的秩序の基礎上に成立するものとし、設計主義を厳しく批判するハイエクとは対照的に、彼らは市場経済を法律（制定法）および制度のもとで機能するものと理解している。そして国家の介入も、それが経済全般に作用するものであれば「自由主義的介入」、あるいは「枠の政策」として許容する。フランスでは新自由主義を「制度自由主義」（libéralisme institutionnel）と呼ぶことさえある。市場経済と社会との関係性についても、ハイエクおよび英米系の新自由主義者たちと仏独系新自由主義者たちとの間に理解の違いがある。前者は労働者・労働組合への働きかけ、いわゆる「社会対話」に消極的ないしは否定的であり、事実上、社会が一方向的に市場経済に適応すればよいとする。これにたいして、後者はこの関係性を重視し、「社会対話」に積極的である^⑧。開戦前夜にパリに創設された新自由主義

者の国際組織にはフランスの労働組合指導者たちが参加していたが、それは仏独の新自由主義者が市場経済と社会との折合いを重視していたからである⁹⁾。戦後のドイツで新自由主義が「社会的市場経済」と呼ばれるようになった理由も同じである。理論面では、仏独流の新自由主義は、自由を市場経済、社会、国家の3者の相互関係のなかで再定義しようとしているところに最大の特質がある¹⁰⁾。

とはいえ、仏独の新自由主義者たちの理解する新自由主義も自由主義であることに変わりはなく、彼らが効用の最大化に特大の関心を払っていたことは注意しておかねばならない。前出「自由主義のアジェンダ」の第4項にはこう記されている。

法体制をどのようにするかによって社会管理の自由主義的方式は決まる。法体制の目的は、他の社会的諸目標によって決まる制約条件のもとで、生産からもたらされる効用の最大化を保障することにある。これらの目標は民主的な手続きによって選択されねばならない。これらの目標が効用の最大化をめざすものでない場合には、自由主義的システムのもとでは、別の目標にすることが求められる¹¹⁾。

以上の簡単な論点整理から、新自由主義を論じる場合の留意点が浮上してくる。それは、新自由主義にはいくつかのヴァリエーション——ただし主要なものは2つ——があり、それぞれのヴァリエーションの背後には、国や地域の歴史、文化的伝統、および解決すべき問題の違いがあるということである。けだし、それは当然とも言える。新自由主義は、社会主義、ファシズム、ケインズ主義や介入型資本主義の登場という、20世紀の新しい現実を踏まえ、それらに対抗し得る自由主義——それゆえ、優れて現実対応型の自由主義——を標榜して登場したという経緯があるからである¹²⁾。

ところで、新自由主義をめぐる議論が統一性を欠き、混乱が生じる背景にはもう一つの事情があると考えられる。それは第二次大戦後の社会経済史研究が十分に進んでいないことである。そのために、新自由主義がどのような状況のもとで、どのような領域に、どのような姿をまもって登場し、やがて定着して行くのか、という歴史具体的な過程についての正確な情報が論者たちの間で共有されていない。新自由主義的改革や政策の実践がサッチャーやレーガンの登場とともに始まるといった説明、あるいは、それが社会主義圏の

崩壊、グローバル化等の所産であるといった説明が依然として広く行われているのは、まさにこのためだと考えられる。同じく、なぜ欧州の社会民主主義政権が新自由主義的政策を実施するようになったのか、という現代社会経済史上の謎が解かれることなく放置されているのも、このためと考えられる。かくて新自由主義をめぐる議論を実質あるものにするには、20世紀後半に関する社会経済史研究の進展、ならびにその成果の共有が必要不可欠ということになろう。

本稿の課題は、以上のような新自由主義をめぐる問題状況を踏まえ、非アングロサクソン世界に関する歴史具体的な情報を提示することにある。より具体的に言えば、フランスを対象に選び、ハイエク／サッチャー流の新自由主義とは異なる新自由主義の流れがどのような経緯で、この国の経済社会の支配的理念として定着するようになったのかを示すことにある。筆者はすでに、一連の個別専門研究¹³⁾のなかでこうした努力を部分的にこころみている。ここではそれらを再整理するとともに、これまで深く立ち入ることのなかった1980・90年代の社会経済史にも考察の範囲を広げることにより、新自由主義をめぐる議論の地平を理論と実証の両面で広げようことを意図している。

一 戦後体制の動揺とリュエフ ——新自由主義的構造改革の胎動

1 戦後フランスの出発点

戦後フランスの経済社会は、1944年夏の国土解放から40年代末にかけて実施された一連の改革によって基礎が据えられた。それは高度に組織化された経済社会である。

フランスでは、19世紀末からさまざまな職業領域で生産者や労働者の団体への組織化が進み、すでに1930年代には職業団体の稠密な全国ネットワークができあがっていた¹⁴⁾。ヴィシー政権期には、既存の職業団体に法人格が付与され、「国家コーポラティズム」(強制組合)体制が出現する。職業団体は1944年夏のヴィシー政権の崩壊とともに法人格を失うが、その組織と機能はほぼそっくり戦後に継承された¹⁵⁾。

戦後になると、新たに実施された3種類の制度改革により、組織化体制は再編・整備される。まず、ガス・石炭、電力、銀行等の諸部門の「国有化」。次に、信用領域における「組織化」。この組織化は次のようなピラミッド型の3層構成をとっていた。①一般的性格の信用政策を策定する国家信用理事会(理事長、副

理事長はそれぞれ財務大臣、中央銀行総裁、構成員は労使の代表を含む各界代表）、②一般的性格の信用政策の枠内で個別的な性格の信用政策を決定し実施する中央銀行、③一般的性格と個別的な性格の二重の信用政策の制約もとで営業活動を展開する準公的金融機関（中・長期信用）、国有銀行および民間銀行（短期信用）、この3層構成は、国家による「信用の指揮権」の掌握と、その行使のための仕組みにほかならない⁽¹⁶⁾。最後に「計画化」、すなわちモネ・プランの名で知られる5カ年計画である。フランスの計画化は信用の傾斜配分を介して進められたことから、「誘導的計画化」あるいは「フランス的計画化」と呼ばれる。

戦後のフランスでは、このような再編・整備された組織化体制のもとで、「復興」と「近代化」をスローガンにケインズ主義的成長政策が実施され、経済は1974年まで年平均5%強の高い成長を記録した。しかしその反面、財政不均衡と中央銀行によるオーバーローンが常態化し、慢性的なインフレと国際収支の不均衡に悩まされる。そして、こうした戦後政策の矛盾が通貨危機となって噴出すると、判を押したように通貨の切下げと緊縮政策が実施された。フランスでも、イギリスと同じく、経済政策は「ストップ・アンド・ゴー」だったのである⁽¹⁷⁾。

戦後の政策とそれを支える組織化体制が厳しい批判を浴び、新自由主義的構造改革に向けた流れが生れるのは1958年以降のことである。この流れの中心には常に、第一級の経済理論家で、かつ行政実務に通暁した新自由主義の泰斗ジャック・リュエフがいた。フランスにおける戦後の構造改革は、いわばリュエフに先導されて始動することになる。ただし、リュエフ自身が新自由主義という用語の使用を控えていたことから⁽¹⁸⁾、一般には、彼の新自由主義は自由主義、彼の経済学は新古典派経済学であると、それぞれ理解されていた。

2 リュエフ・プラン（1958年）

1958年にフランスは戦後最大の危機に直面した。巨額の財政赤字とインフレによって国際収支が危機に瀕し、外貨準備は底をつきかけていた。政治の領域ではアルジェリア問題が泥沼化し、内戦にまで発展することが危惧されていた。欧州の地平では、EECが発足したばかりで、ローマ条約を履行できるのか危ぶまれていた。同年6月、この厳しい状況のなかで、大戦の英雄シャルル・ドゴールが政権に復帰した。しかし、

彼の政権とその周辺の経済専門家たちの誰一人として、未曾有の経済危機に対処するためのスキームを用意できなかった。密かにIMFからの融資導入に向けて動いていたフランス銀行も、融資の見返りに必要な返済計画を自らの手で立てることができなかった⁽¹⁹⁾。

この時、ただ一人手を挙げたのがリュエフである。彼は当時、石炭鉄鋼共同体司法裁判所（ルクセンブルク）の判事の職にあったが、危機の診断と処方箋を覚書にまとめ、それを手に財務大臣アントワヌ・ピネーと面会した。リュエフは大臣に覚書の内容を説明するとともに、政府委員会を設置し、自身の処方箋を政府の政策として具体化するよう進言した。

リュエフの覚書はいたってシンプルであった。危機の本質はインフレにあり、インフレの責任はもっぱら国庫とフランス銀行にある。まず、国庫が巨額の投資を引き受けており、投資の「予算化」が進んでいる。しかも、国庫による投資の原資はフランス銀行からの借入金である。一方のフランス銀行も、国庫への貸付以外に、設備資金調達を目的に取り組みされた大量の中期流動化手形（これについては後段で詳述する）の割引を行っている。これは「中央銀行通貨による投資金融」にほかならないが、このオペレーションによって同行の資産の大半が固定化されてしまっている。インフレにもっとも大きく寄与しているのはこのオペである。危機の構造をこのように分析したうえで、リュエフはインフレの源を絶つために投資的性格の金融を国庫と中央銀行から切り離し、市場に委ねることを提案する。そうすることにより財政均衡を実現し、中央銀行資産の流動化を図るというのである⁽²⁰⁾。

財務大臣ピネーは、提言があまりに大胆なことから、政治的に見て実施は難しいと判断したようである。しかしドゴール首相府の強い意向で、リュエフを長とする政府委員会（通称「リュエフ委員会」）が設置された。委員会の構成員9人はすべて政府ならびに中央銀行の外部から集められた。また、委員会の任務は財政問題に限定され、中央銀行に関係する問題は除外された。財政当局と通貨当局、なかでも後者の強い抵抗が予想されたからである。

リュエフ委員会による検討作業はリュエフの主導で進められ、「リュエフ・プラン」として知られる有名な報告書⁽²¹⁾もリュエフ自身が執筆した。財政支出は租税で賄える範囲にとどめ、投資的性格の歳出は予算から外す。これが報告書の眼目であった。しかし同時に、プランには、IMFからの融資導入とプランの切下げをあわせて行うことも盛り込まれた。その狙いは、

改革がもたらすデフレ効果を和らげ、社会を防衛することにあった。要するにリュエフ・プランとは、リップマン・シンポジウム以来、彼がさまざまな機会を利用して広報につとめてきた自らの新自由主義の原則を忠実になぞるものであった。

リュエフから報告書の説明を受けたドゴールは、同席したピネーが危惧するのをよそに、その場で、報告書の内容を完全実施すると明言した。実際、報告書の内容は直ちに1959年度財政法に忠実に反映された。その直後から、海外に流出していた大量の資本がフランスに還流するようになり、半年も経ずしてフランスは危機を脱出した。ドゴールはプランの成功を「奇跡」と呼んだ⁽²²⁾。

3 経済構造改革

——「プロメテウスの社会」への改造

1959年6月、リュエフはもう一つの覚書を作成し、第五共和制初代大統領に就任したばかりのドゴールと、首相のミシェル・ドゥブレに届けた。折しもフランスが交換性を回復し、EECの域内関税も大幅に引き下げられ、フランス経済はほぼ30年ぶりに厳しい国際競争にさらされ始めていた。リュエフはこのタイミングを逃さなかったのである。

新しい覚書⁽²³⁾では、フランスの国家諸機関、経済(信用を含む)・社会制度および経済・社会政策の全般にわたる改革——覚書の言葉を借りれば「国家の活動の再編成」——が提案されていた。1920年代以降、行政がさまざまな領域に介入するようになり、フランスの経済も社会も多数の硬直的要因をかかえている。これらの硬直的要因を除去しない限り、フランス経済は発展できないし、変化する国際環境にも適応できない。これがリュエフによる改革の理由づけであった。なお覚書には、この改革を進めるには労働組合の協力が必要不可欠であることが特記されていた。

こうした改革構想を政府の政策として具体化するために設置されたのが、「リュエフ／アルマン委員会」と通称される政府委員会である。この委員会の立上げの経緯からは、リュエフの新自由主義思想がいかに異端視されていたかがよくわかる。リュエフは戦前に財務省資金局長、フランス銀行副総裁という、財務省と中央銀行の要職に就いていたし、リュエフ・プランはすでに大きな成功を取っていた。それにもかかわらず、前回のリュエフ委員会と同様、リュエフ／アルマン委員会にも信用問題を扱うことは許されなかった。

そのうえ、リュエフの存在を目立ちにくくするために、委員長は首相のドゥブレ、副委員長がリュエフおよびフランス鉄道公社総裁ルイ・アルマンの2人とされた。一方、10人の委員のなかには、リュエフの目論見どおり経営側代表3人とともに労働側代表3人が加えられた。しかし労働側代表の選出は簡単ではなく、リュエフ自身が社会党書記長で前首相のギイ・モレと極秘に会談し、彼の了解と協力をとりつけたうえで進められた。

先のリュエフ・プランと同様、1960年7月に作成された長大な報告書「経済発展の障害に関する報告」⁽²⁴⁾(通称「リュエフ／アルマン報告」)を執筆したのはリュエフ自身である。各種規制を廃止もしくは緩和し、市場メカニズムを経済活動全体に行き渡らせることによって、フランスをフレキシブルな経済社会——報告書はこれを「プロメテウスの社会」⁽²⁵⁾(sociétés prométhéennes)と呼ぶ——に改造する。これが報告書全体を貫く原則である。あるべき経済社会を国家の手で創り出すという発想は、ドイツの新自由主義をひとときわ有名にした「かのように」(Als-op)の経済と同じである。それはともかくとして、上記の原則にもとづいて、覚書には分野ごとに「発展の障害」とその克服法が具体的に記されていた。そこで扱われていなかったのは銀行と国有部門くらいである。

リュエフ／アルマン報告に盛り込まれた改革項目には2つの条件が付されていたことも注意しておかねばならない。まず、改革から生じる痛みを和らげるために、低利融資、住宅建設、教育研修などの「誘導的諸措置」を講じる。学校教育のなかに経済教育を導入し、人々の市場適応能力を高めることも望まれる。次に、広報活動を十分に行い、国民の協力と理解を得られるようにする。要するこの報告書にも、市場経済と社会との折り合いを重視する仏独流の新自由主義の特徴が見てとれる。報告書には次のような命題も挿入されていた。「われわれは価格の真実性を基本と考えるが、その効果が、社会正義と、国民にとって不可欠な任務を遂行するために必要な富の再配分によって、必要かつ可能な範囲内で修正されることを望むものである」⁽²⁶⁾(傍点は引用者)。

改革項目があまりに多岐にわたるために、リュエフ／アルマン報告に盛り込まれた改革が一挙に実施されることはなかった。この報告書の意義は、フランスが取り組むべき改革の一大パノラマを示した点にある。実際、20世紀末までにこの国で実施されたさまざまな改革の多くは、すでにこの報告に盛り込まれていた。

4 信用構造改革とインターバンク市場の創出

すでに述べたように、信用領域を扱うことは先の2つの政府委員会には許されなかった。この領域にはドゴールのカリスマ的権威をもってしても容易に越えられない壁があったのである。その意味では、信用領域における改革こそがフランスにおける新自由主義的構造改革の本丸であったとも言える。よってこの問題領域については、やや詳しく検証することにしよう。

リュエフの爆弾講演

1961年12月、リュエフは公開講演⁽²⁷⁾を利用して、タブー扱われてきた信用領域に切り込んだ。信用改革には通貨・金融技術レベルの問題が深くかかっている。そこで、技術的な問題を簡単に整理しておくことから始めよう。

フランス銀行は1800年の創設以来、自らの政策を「信用政策」(politique du crédit)——すなわち、信用配分にかかわる政策——と呼んできた。それはフランスの市場が典型的な「中央銀行市場」だったからである。フランス銀行は原則として3名の署名が付された90日期限の商業手形を、フランス全土に配置された自らの支店・出張所において、単一の固定金利（公定歩合）で無制限に割り引いていた。しかも、手形の3番目の署名人は銀行であった。この事実からうかがえるように、アングロサクソン諸国とは違い、フランスではインターバンク（銀行間）市場としての「貨幣市場」⁽²⁸⁾ (marché monétaire) が未発達であり、通貨・信用領域には事実上市場は存在しないに等しかった。

1930年代末からは、フランス銀行は中期流動化手形の割引を開始し、中期信用の配分にも責任を負うようになる。中期流動化手形は、あらかじめフランス銀行の了解を得て取り組まれる4名署名（ただし、署名数は後に3名に減らされる）の手形で、4番目（後に3番目）の署名人は準公的金融機関とされている。ここに登場する準公的金融機関とは、建設、貿易からホテル業にいたるまで、経済部門ごとに特別法で設置された中・長期専門の金融機関である。中期流動化手形は90日の期限ごとに数回更新が可能で、割引にあつては通常の単一固定金利が適用された。

戦後になると、国有銀行を含む諸銀行の貸出金利が国家信用理事会とフランス銀行の管理下におかれる。かくて、国家が中央銀行-準公的金融機関・銀行を介して信用配分全体に直接介入できるようになる⁽²⁹⁾。

リュエフは12月の講演で、以上のようなフランスの

伝統的な信用制度と信用政策を痛烈に批判した。彼によれば、国際市場関係の緊密化と世界的な流動性の過剰を背景に、大量の資金が海外からフランスに流入している。それにもかかわらず、フランス国内の金利は相変わらず高い水準に固定されている。フランスの伝統的な信用政策はもはや時代に対応していない。このように現状をとらえたうえで、リュエフは信用政策を全面的に転換すべきだと主張する。まず、フランス銀行は手形割引から手を引き、この業務を諸銀行（市場）に委ねる。それには、常に貨幣市場金利以下に設定されてきた同行の割引率（公定歩合）を貨幣市場金利以上に引き上げ、割引率を象徴的な金利（今日用語で言う「政策金利」）に変えればよい。次に、フランス銀行は自らの役割をもつばら貨幣市場への介入に限定する。つまり、同行の機能を今日用語で言う「金融システムの安定維持」に転換すべきだと言うのである⁽³⁰⁾。

リュエフの講演はフランス銀行当局に大きな衝撃を与えた。同行総裁ジャック・ブリュネは、リュエフの言動を抑え込むべく、財務省の実務責任者たちをともなうリュエフと会談した。ブリュネによれば、問題は「規制体制」を維持するか、それとも「自由体制」を選択するかであるが、「規制体制」の変更は「深刻な混乱」を生じる恐れがあり、危険である⁽³¹⁾。

総裁の主張にはたしかに根拠があった。まず、フランス銀行が割引から手を引けば、全国に配置された同行の120もの支店・出張所の大半が不要になり、職員の配置転換や雇用が問題になる。次に、準公的金融機関の多くが業務の重要な部分を奪われて経営不振に陥り、大きな政治問題になる。最後に、準公的金融機関を介して信用配分を受けてきた経済部門の企業は以後、市場で資金を調達するようになるから、国家は個別の経済活動に介入できなくなる。後日、預金供託金庫総裁モーリス・ペルーズが用いた表現を借用すれば、公権力による信用の選択的配分という「フランスの金融システムの伝統的構造」が崩壊し、国家と経済の関係に重大な変化が生じる⁽³²⁾。しかし、まさにこの伝統的構造を変えることこそがリュエフの狙いであった。というのは、彼の新自由主義理解によれば、経済全体にかかわる国家の介入は価格メカニズムと両立する（「自由主義的介入」）が、個別の部門や企業にたいする選択的介入は価格メカニズムを歪めるために、許されるべきでないからである⁽³³⁾。

かくて、リュエフと中央銀行総裁および財務省実務中枢との会談は物別れに終わった。

1964年1月には、経済社会理事会の公聴会という公開の場で、リュエフとブリュネが対決した。しかし結果は変わらなかった。同じころ、ドゴールの主催する閣議でもリュエフの提言が話題になった。ここでは、外務大臣モーリス・クーヴドゥミュルヴィルがリュエフ提言を支持した。クーヴドゥミュルヴィルは戦後に外務官僚から政界に転じたことから一般に外交畑の政治家として知られている。しかし、彼はリュエフが財務省資金局長だった時期に同次長を務めており、リュエフの新自由主義をよく理解していた。これにたいして後年、リュエフの提言に沿った中央銀行改革を行うことになる財務大臣ヴァレリー・ジスカールデスタンは、提言の採用に否定的だったという³⁴⁾。

ところが数年を経ずして、現実にはリュエフ提言に沿う方向に進み始める。まず、第5次プラン（1966-70年）の策定過程で、財務大臣ミシェル・ドゥブレが銀行窓口の開設自由化など、自由主義的改革に部分的に着手した。ドゥブレによれば、この改革は厳しさを増す国際競争に対処するためのものであった。次いで、為替取引の段階的自由化とともに貨幣市場の自立化が進み、フランス銀行自身が貨幣市場への介入を増やさざるを得なくなる。こうして同行の介入の軸足は、それまでの固定金利による割引から、変動金利による貨幣市場への介入に移り始める。そして1966年からは、自らの政策を「通貨政策」(politique monétaire)——すなわち、流動性の調節にかかわる政策——と呼び、信用政策の用語を使わなくなる。信用の直接的な配分から「金融システムの安定維持」へと、フランス銀行の役割が大きく変化し始めたのである³⁵⁾。

MSW報告

1969年になって、ようやくリュエフ提言は実現に向けて動き出す。その契機となったのは前年の5月に発生した「5月危機」である。この危機の過程で、一時フランス全土が騒乱状態に陥り、経済活動は麻痺した。フランは売りを浴び、大量の金・外貨準備が海外に流出した。危機は大幅な賃上げと金融緩和によって夏のヴァカンス前にひとまず終息し、経済活動もほぼ平常に戻った。しかし、秋口になるとインフレの兆候が現れる。そして11月にはフランが大量に売られ、フラン危機が再燃する。

「5月危機」が終息に向かい始めた1968年7月、クーヴドゥミュルヴィルが首相に就任した。彼は首相就任早々、かつての上司リュエフに助言を求めた。リュエフは彼に「プラン」の実施を奨めた。リュエフの言

う「プラン」とは、すべての社会カテゴリーに等しくショックを与える、経済全般にかかわる厳しい政策のことである³⁶⁾。しかしクーヴドゥミュルヴィルは、「5月危機」によってドゴールの権威が傷ついていることから、プランの実施は難しいと判断したようである。彼は代わりに中央銀行改革をめざし、そのために1968年12月に賢人委員会を設置した。構成はロベール・マルジョラン、ジャン・サドラン、オリヴィエ・ヴォルムセルの3人で、いずれもフランス銀行ならびに財務省の外部の人間である。委員会は3人の頭文字をとってMSW委員会と呼ばれた。委員会の作業を実質的に進めたのは、クーヴドゥミュルヴィルの外務省時代の腹心で、外務省経済財務局長、ソ連大使を歴任したヴォルムセルと、MSW委員会の事務責任者で、国家信用理事会事務局長のクロード・ピエールプロソレットである。この2人はリュエフから助言を得ながら作業を進めた。リュエフが表舞台に出なかったのは、いうまでもなく、彼が経済社会理事会の公聴会でフランス銀行総裁と激しく渡り合っていたからである。

MSW委員会は1969年4月8日付で報告書（MSW報告）³⁷⁾を首相に提出した。フランス銀行が手形割引から手を引き、介入の軸足を貨幣市場に移す。そのために割引率を貨幣市場金利の水準以上に引き上げる。これが同委員会による答申の核心部分である。いうまでもなく、それはリュエフ提言そのものである。では準公的金融機関はどうなるのか。委員会はこの点に関してきわめて慎重であった。これらの機関は最終的には特権を剥奪されて一般銀行になるとしながらも、当面中期信用は必要であり、それゆえ中期手形、さらには長期の証券も、中央銀行が貨幣市場で行う再金融や操作の対象になり得ると言う。かくて委員会は、中央銀行機能の大転換という原則を示しつつも、準公的金融機関の設置形態にかかわる改革には踏み込まなかったのである³⁸⁾。

MSW報告が提出された当日、クーヴドゥミュルヴィルはフランス銀行総裁を更迭し、後任にヴォルムセルを充てた。一方、財務省でも官僚の最高峰として知られる国庫局長にピエールプロソレットが就任した。こうして賢人委員会の2人の立役者が中央銀行と財務省のトップに座ることになる。そしてフランス銀行は、新総裁のもとで、1971年の年初から、貨幣市場金利を上回る水準に割引率を引き上げ、原則として割引業務から手を引く。

この章を終えるにあたり3点を確認しておこう。第

一に、1950年代末から60年代にかけて登場した財政、経済、信用の各分野の改革構想も、またこれにもとづいて実施された改革も、仏独の新自由主義の理論家たちが定式化した諸原則に忠実に沿うものであった。第二に、改革構想および改革の背景にあったのは、国際的な市場連関が強まるなかで発生した深刻なインフレと通貨危機である。インフレも通貨危機も、戦後の組織化体制のもとで実施されてきた経済政策の矛盾に淵源があった。第三に、財務省と中央銀行を支配する伝統主義が改革にたいして巨大な壁として立ちはだかっていた。改革に向けた検討作業がすべて財務省ならびに中央銀行の外で準備されたことが、そのことをよく物語っている。ただし、これはフランスに限ったことではなかった。1960年代には、EECの通貨委員会で通貨統合をめぐる議論が行われていたが、統合に積極的だったのは欧州委員会だけで、各国の財務省の局長級代表および中央銀行の副総裁級代表たちはいずれも統合に否定的であった。通貨統合を進めるにはインフレを終息させ、通貨を安定させねばならず、ドイツ以外の諸国は、自国の硬直的な経済・社会制度を柔軟で市場親和的な制度に変える必要がある。しかし各国の政治・社会状況から見て、それは不可能である。これがその理由であった⁽³⁹⁾。

二 新自由主義的構造改革の全般化（1970年代）

前章から明らかのように、新自由主義はすでに1950年代末から、リュエフの大胆な発言と行動によって、フランスの政治指導者や実務当局者たちの間で広く知られるようになっていた。しかし、この思想は異端視され、支持者はごく少数にとどまっていた。ところが1970年代に入ると、ブレトンウッズ体制の崩壊と第一次石油危機という、資本主義世界を揺るがす2つの大事件が発生したことにより、状況は大きく変わる。為替相場の変動は、すでに関税同盟として完成していた欧州共同市場の機能を大きく損なう。またそれは、石油価格の高騰とあいまって、高成長を支えてきたケインズ主義的総需要政策を実施不能にする。一方、ほぼ時を同じくして、「日本的経営」とマイクロエレクトロニクス技術によって競争力をつけた日本の製造業が欧州市場を席卷するようになる。こうした市場環境の激変と、それにとまなう深刻な経済危機に促迫されて、フランスは新自由主義を理念とする構造改革の道に入る。

1 フランス銀行改革と「大貨幣市場」の誕生

1972年の年末、フランスが本格的な経済危機に見舞われるまさに前夜に、新時代の到来を告げるかのようにフランス銀行の定款改正法案が議会を通過し、翌74年1月3日に成立した。法案作成を指揮したのは財務大臣ヴァレリー・ジスカールデスタンと国庫局長ピエールプロソレットの2人で、作業は国庫局内で極秘に進められた。

1月3日法による定款の主な改正点は2つあった。一つは理事会の改組である。フランス銀行の理事会は、1936年の改組以来、労使や農業者の代表を含む各界代表から構成されていた。このコーポラティズム型の理事会が廃止され、新理事会は「通貨、金融ないしは経済の専門家」から構成されることになった。もう一つの改正点は金融業務に関するものである。フランス銀行の旧定款には手形割引に関する詳細な規定があった。この規定は1808年定款をそっくり継承したものであるが、それが実に165年ぶりに削除され、金融業務は中央銀行の自由裁量に委ねられることになったのである⁽⁴⁰⁾。

法案をめぐる国会審議では実質のある議論は行われなかった。金/ドル交換性の停止後に固定相場制（スミソニアン体制）が復活したものの、それも激しく動揺しており、国際通貨制度の将来がまったく見通せなくなっていたからである。野党の左翼諸政党は対案も修正案も提出できず、さりとて党として旧定款の維持を主張することもできなかった。法案の本質にかかわる意見陳述としては、社会党議員が法案を「専門技術的で新自由主義的である」⁽⁴¹⁾と批判したくらいである。左翼諸政党は結局、自由投票を選択した。フランス資本主義の心臓部に位置する中央銀行改革は事実上の無風状態のなかで行われたのである。

ところで本稿の主題とのかかわりで重要なのは、フランス銀行が自らの裁量に委ねられた金融業務をどう組織したかである。なぜなら、改組後の中央銀行の性格はこれによって決まるからである。

金融業務に関する内規案はフランス銀行の実務者たちによって作成され、4月末に新理事会に諮られた。その冒頭にはフランス銀行の役割に関する新しい原則が記されていた。すなわち、「市場に必要な流動性を供給することによって市場の均衡を保障する」⁽⁴²⁾、それゆえ介入を「貨幣市場」に集中する、という原則である。この原則は、前章の末尾で触れたようにすでに1971年から適用されており、異論なく了承された。議

論が錯綜したのは、貨幣市場で中央銀行が操作ないしは再金融の対象とする適格手形・証券類の範囲をめぐる問題である。より具体的に言えば、準公的金融機関が専門的に扱っていた中期流動化手形や債券の一部を適格手形・証券類に含めるべきか否かである。7月までつづいた審議の大半はこの問題に割かれた。理事会の結論は総裁と国庫局長の主導でまとめられたが、それはMSW報告と同様、フランスの伝統は残さざるを得ないので、それらを適格手形・証券類に含めるというものであった⁽⁴³⁾。

こうして新たに組織された貨幣市場は、狭義の貨幣市場（短期市場）と金融市場（長期市場）を連結する「大貨幣市場」（grand marché monétaire）とされた。しかし、実際に機能を始めた大貨幣市場では、資金の取り手は一般の銀行と金融機関であったが、出し手はほとんどもっぱらフランス銀行であった⁽⁴⁴⁾。大貨幣市場はインターバンク市場というよりも一種の公開市場だったのである。とはいえ、1973年新定款のもとで、①フランス銀行の役割が流動性の管理にあること、②同行が割引から手を引き、介入の場を貨幣市場とすること、の2点が確認されたことはきわめて重要である。なぜなら、それは次の3つのことを意味するからである。まず、フランスの歴史上はじめて信用領域に本来の市場が誕生した。次に、フランス銀行が貨幣市場で適用する金利（介入金利）は割引とは違って変動金利であるから、この市場では価格メカニズムが作用していることになる。最後に、フランス銀行が自らの役割を流動性の管理と決めたことにより、少なくとも制度上は、同行の政策はグローバルなものに、すなわち新自由主義者の言う「自由主義的介入」、「枠の政策」になった。

2 欧州経済通貨同盟へのコミットメント ——マネタリズムの虚構と「対外的拘束」

周知のように、1969年12月の欧州首脳会議（ハーグ会議）でEEC加盟6カ国は段階を踏んで経済通貨同盟を構築することで合意した。そして1972年1月、経済通貨同盟の第1段階の核心に位置する欧州通貨協力制度「スネイク」を発足させた。これにより、6カ国の間の為替変動幅はスミソニアン体制下の変動幅（4.5%）以下の2.25%に狭められた。「トンネルのなかのスネイク」と呼ばれる縮小変動幅制度の誕生である。しかし、大統領ジョルジュ・ポンピドゥーをはじめとするフランスの政治指導者たちは、経済通貨同盟を完成

させ、単一通貨を導入することまでは考えていなかった。ドイツの経済は自由な市場の基礎上でダイナミックに展開しており、国民通貨マルクは為替市場で絶えず相場を上げていた。このような「社会的市場経済」の国ドイツと、組織化体制のもとで慢性的なインフレに悩まされているフランスが同一の通貨を使うことは、彼らの想像の範囲を超えていたのである⁽⁴⁵⁾。

ところが1972年の年末から状況が大きく変わる。スミソニアン体制が崩壊局面に入り、殺到する投機資金にドイツが対応しきれなくなった。翌1973年3月になると、ドイツ政府はEEC諸国（当時9カ国）にたいして、単独フロートを採用し、経済通貨同盟の実現に向けた取組みを断念するか、それとも欧州縮小変動幅を維持しながらEEC諸国全体が変動相場制に移行するか、すなわち共同変動相場制（「空中のスネイク」）に移行するか、のいずれかを選択するよう迫った。各国が単独フロートを採用すれば共同市場は機能不全に陥り、やがて崩壊する。一方、共同変動相場制を選ぶなら共同市場は基本的に防衛できる。しかしその場合には、ドイツ以外の諸国は厳しいデフレ政策を余儀なくされ、強い通貨国ドイツに自国の経済政策（さらには経済構造）を近づけるべく構造改革を急がねばならない、というのも、ブレトンウッズ体制のもとでもスミソニアン体制のもとでも、マルクの相場上昇には天井（前者では対ドル平価の上0.75%、後者では対ドル平価の上2.25%）があったが、変動相場制のもとでは天井がなくなり、マルクの相場上昇に歯止めがかからなくなるからである⁽⁴⁶⁾。

ドイツから突きつけられた難題にどう応えるか。1973年3月初頭、財務大臣ジスカールデスタンの求めに応じて、財務省経済予測局長エドモン・マランボーと同省国庫局長ピエールプロソレットが、それぞれ覚書を作成している。今日までつづくフランスの通貨戦略の基礎をかたちづくったのは、ほかならぬこの2篇の覚書である。

マランボー覚書⁽⁴⁷⁾によると、アメリカ政府当局者たちの間にはマネタリズムが深く浸透しており、もはやアメリカの変動相場制移行は避けられない。しかし、フランス経済には硬直的要因が多く、仮に単独フロートに移行しても、マネタリズムが説くように為替の変動によって経済が迅速に調整されることはない。よってフランスは単独フロートを選択すべきでない。つまり、マネタリズムはフランスにとって虚構でしかないと言うのである。マランボーは、フランスは為替相場の安定が保障される欧州地域経済圏——彼はこれを

「欧州モデル」と呼ぶ——の創設を優先すべきである、よって共同変動相場制を選択することが望ましい、と言う。また、その場合に必要となる構造改革については、いずれ実施すべきものであり、前倒しして実施すればよいと言う。

ピエールブロッソレットの方は、国際収支表にもとづいて、4つの場合に分けてシミュレーションをこころみている。第一は、従来通り固定相場制が維持される場合、これはフランスの望むところであるが、事実上その可能性はない。第二は、EEC 9カ国がまとまって共同変動相場制に移行する場合、フランスの貿易の60%が固定相場で決済でき、フランの対ドル相場の上昇は6%程度にとどまるので、フランス経済への影響は比較的軽微にとどまる。第三は、イギリスとイタリアが共同変動相場制から脱落する場合、フランスが固定相場で決済できる貿易は全体の40%に減少する。しかも、共同変動相場圏は事実上のマルク圏になり、フランは第二の選択肢に比べて大幅に増価する。輸出が大きく落ち込み、貿易収支の黒字分が長期資本輸出をカバーできなくなる恐れがある。最後は単独フロートである。この場合には為替市場でフランが大幅に下落する。フランスは、当初はフラン安の恩恵に浴せるものの、数ヶ月も経たないうちに周辺諸国からフラン売りを浴びせられ、為替管理の強化を余儀なくされる⁽⁴⁸⁾。

以上のシミュレーションには次のような結論が含意されている。強い通貨国ドイツ、オランダから及ぶデフレ・バイアスを緩和するために、フランスはイタリア、イギリスなどの弱い通貨国とともに共同変動相場制に参加し、自国が参加諸国のなかで中位の位置を占めるようにするのが最良の選択である。フランスは固定相場制が崩壊して以降、欧州通貨協力制度への参加国を増やすことに積極的になるが、それは自国がこの制度のなかで下位の国に位置づけられないようにするためであった。

マランポーとピエールブロッソレットの覚書からは、国際的な経済・通貨連関がフランス経済に大きな影響を及ぼし、経済政策における自由裁量の余地を狭めていたことがうかがえる。それは当時「対外的拘束」(contraintes extérieures)と呼ばれていた。もとより、対外的要因によって国内政策が制約を受けることは19世紀の金本位制の時代にも知られていた。さらに1960年代には、通貨の交換性回復やユーロ・カレンシー市場の発達によって国際資本移動が活性化したことから、海外市場の動向が国内金融政策をいちじるしく

制約するようになっていた。それにもかかわらず1970年代になって「対外的拘束」という用語が頻繁に使われるようになったのは、欧州諸国のように貿易依存度の高い中小規模の工業国では、為替相場の変動によって国内経済が攪乱される頻度が格段に高まっていたからである。なお、「対外的拘束」については次章で再び立ち戻る。

ジスカールデスタンと2人の局長の覚書を踏まえ、1973年3月16日の欧州閣僚理事会で共同変動相場制（「空中のスネイク」）への参加意思を表明した。しかし、イギリスとイタリアはこの新しい通貨協力制度への参加を見送った。この結果、フランスはピエールブロッソレット覚書の第三の選択肢を選んだことになる。予想されたとおり、イギリスとイタリアが抜けた「空中のスネイク」はフランスにとって厳しく、フランスはこの制度から2度離脱を余儀なくされた。フランスがそこにとどまれたのは、1979年にEMSが誕生するまでの7年間で、わずか2年弱にすぎなかった。

「空中のスネイク」の発足とともに、経済通貨同盟はフランスにとって、それまでの漠然とした目標から実現すべき現実の目標へと変わる。これ以後、政府は2つの課題に精力的に取り組むことになる。一つは、共同市場を防衛するために、イギリス、イタリアを含むすべてのEEC諸国が参加し、そこにとどまれるような通貨協力制度を再構築することである。より具体的に言えば、制度維持に必要な為替介入の負担を参加諸国が均等に負担できるようなスキーム、つまりパリティーグリッドに代わる新たな為替介入方式を考案することである。フルカード案（1975年）の名で知られる「空中のスネイク」改革案と、第三章第一節でとりあげる欧州通貨制度EMSにおける通貨バスケットECU（エキュ）の創設（1979年）は、まさにそうした努力の産物であった。政府が取り組んだもう一つの課題は、マランポーが提言した構造改革である。これについては次節で扱う。

3 パール・ブランと第8次プラン ——構造改革路線の定置

フランスが構造改革を余儀なくされたのは「空中のスネイク」への参加を決めたことによるだけではない。構造改革は、固定相場制の崩壊と第一次石油危機の発生それ自体によっても避けられなくなった。実際、フランス政府が構造改革に着手する契機となったのは、これら2つの事件に随伴して1974-75年に発生

した深刻な経済危機（スタグフレーション）である。

この経済危機のさなかに大統領ポンピドゥーが病没し、ジスカールデスタンが後任の大統領に就任した。ジスカールデスタン政府（首相ジャック・シラク、財務大臣ジャン・ピエール・フルカード）は当初、危機にたいして財政出動と金融緩和からなる従来型の内需拡大政策で対処した。ところが、この政策によって賃金は大幅に上昇したものの景気は回復しなかった。創造された大量の流動性は消費に向かわず家計内に滞留し、潜在的なインフレ要因と化した。為替市場ではフラン売りがつづき、フランスは1976年3月に二度目のスネイク離脱を余儀なくされた。計画庁は当時、データの解析から、1976年の夏に戦後最悪のインフレが発生すると予測していた。7月下旬には、財務省の国庫局長、経済予測局長をはじめとする5人の局長からジスカールデスタン大統領府に、経済政策の全面転換を要請する覚書が相次いで寄せられた。局長たちによれば、フランスを取り巻く環境は変動相場制と石油危機によって劇的に変化しており、総需要の調整だけで成長を維持しようとするケインズ主義的政策は、もはや現実にあわない。構造自体を自由主義的方向に改造し、フランを強い通貨にしない限り、危機は回避できない。かつてリュエフの改革構想にそれほど強く抵抗した財務官僚たちが、1974-75年の危機を契機に事実上、ケインズ主義から新自由主義に宗旨換えしたのである⁽⁴⁹⁾。

ジスカールデスタンは1976年8月に首相シラクを更迭し、パリ大学の元経済学担当教授レイモン・パールを首相兼財務大臣に任命した。パールはリュエフの次の世代の新自由主義者で、モンペルラン協会の会員である。彼はリュエフと同様、市場経済と社会との調和を重視し、国家の自由主義的介入を容認する。社会党第一書記時代のフランソワ・ミッテランによる誇張気味の評を借用すれば、「国家管理型自由主義経済」⁽⁵⁰⁾を説く新自由主義者であった。彼はまた、1967年から72年まで欧州委員会の経済・金融担当副委員長を務めており、ドイツの「社会的市場経済」にも精通していた。

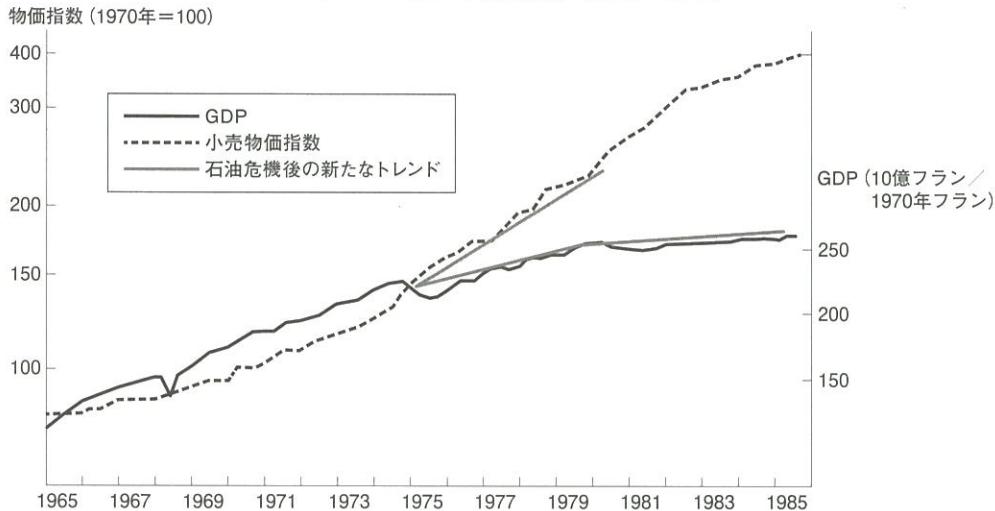
パールは首相兼財務大臣に就任するや、直ちに財政法案の作成に着手した。そして秋に法案を議会に上程し、可決成立させた。これが「パール・プラン」として知られる総合的な経済政策で、その骨子は次の5点にまとめられる。①実質賃金の抑制を図る。そのために物価と賃金を一時凍結する。②財政均衡を実現するために増税と社会保険費の削減を実施する。③ただ

し、経済のデフレ化を避けるために公共事業も実施する。④社会的公平性を担保するために中小企業支援、高額所得者への増税を行う。⑤競争を促すために独占規制ならびに国家介入のあり方を再検討する。⑥対外均衡の回復を図るために省エネ政策を進める。以上の財政法案とは別に、大統領ジスカールデスタン、首相兼財務大臣パールをはじめ、経済担当閣僚および局長たちは、頻繁に各種メディアに登場し、直接国民に向けてプランの説明をこころみた。彼らはまた、経営者団体および穏健派労働組合の指導者たちとも非公式協議を行い、彼らの協力をとりつけようとした。つまり、「社会対話」に努めたのである⁽⁵¹⁾。

パールは後年、自らのプランを支える哲学について語っている。彼は、経済政策の要諦は3つあると言う。第一は「非インフレ的成長」の実現である。成長が非インフレ的でなければならないのは、フランスのように対外開放度の高い中規模の経済は、国際競争が可能な水準に物価を維持しない限り、成長できないからである。それゆえ雇用を経済政策の最優先目標にすべきではない。そもそも「雇用は経済成長と物価制御の結果」であり、その逆ではない。第二は「対外均衡の維持」である。これが必要なのは、アメリカのように自国通貨が世界の準備通貨として使われている国でない限り、対外債務を長期間放置することはできないからである。第三は「独立の確保」である。これが問題になるのは、一国の経済政策には自由裁量の余地が残されねばならないからである。欧州経済統合を進める必要があるのはこのためである⁽⁵²⁾。パールの新自由主義は（他の新自由主義者たち、さらには自由主義者一般についても言えるであろうが）決してコスモポリタニズムではなかった。それはある種のナショナリズムに裏打ちされており、国民国家の枠組みを前提としていたことに注意しておこう。

パールは財政法の成立を待つことなく、その内容を先取りする政策を1976年の秋から実施した。この政策は期待どおりの効果を現した。同年の年末には物価とフランは落ち着きを取り戻し、国際収支も改善の兆しを見せた。これをうけてパールは、翌77年1月に物価と賃金の凍結を解除した。その後も経済の回復は順調であった。プランが着実に成果をあげたことから、1978年の国政選挙では、政権与党は投資減税と工業製品価格の自由化を選挙公約に盛り込んで選挙戦を戦い、勝利した。この勝利を踏まえて、パールは産業の構造再編、企業負担の軽減、競争政策（独占規制の整備、国有企業の経営裁量権の拡大、工業製品価格の自

フランスのGDPと物価指数 (1965-85年)



(出所) Paul Dubois, « La rupture de 1974 », in *Economie et statistique* (INSEE), n° 124, août 1980.

由化) などからなる構造改革に着手する⁽⁵³⁾。

バール内閣のもとでは、1980年から84年までをカバーする第8次プランも策定されている。フランスにおける「計画化」(5カ年計画)には、1960年代初頭以降、5年間の目標成長率が明記され、期間内に実施すべき公共事業のリストが盛り込まれた。その結果、プランの事実上の「予算化」が生じ、それが財政の硬直化をもたらし、インフレの大きな要因になっていた。こうした過去と決別するために、第8次プランでは5年間の国家戦略を示すことに重点がおかれた。第8次プランの新しさはプランの戦略そのものにも見られる。それをシェーマ化して示せば、次のようになる。賃金の抑制→企業における内部留保の増大→自己金融による投資の拡大→生産性の上昇・国際競争力の強化→経済成長→雇用の増加。つまり、資本の側に重点をおいた、あるいは、アメリカ経済学の影響を受けて当時フランスで使われ始めた用語で言えば「サプライ」(offre)に重点をおいた成長戦略である⁽⁵⁴⁾。

一方、第8次プランの総括報告書には、国家の役割に関する次のような新自由主義の基本命題が記されている。「国家の役割は産業および経済全体にとって有利な環境を創り出すことにある。……一般的に言って、国家の活動は調整・競争経済に向かうべきであり、規制・介入経済に向かうべきではない」⁽⁵⁵⁾。要するに、第8次プランは新自由主義宣言とも言うべきものであった。ちなみに、プランの策定を担当した計画

庁長官ミシェル・アルベールは、社会カトリシズムの流れを汲む社会主義者であった⁽⁵⁶⁾。

このようにバール・プランを紹介してみると、ジャック・リュエフによる評価が知りたくなる。当時のリュエフ(1978年4月没)は生涯の最晩年にあり、この点に関する情報はない。しかし、ほぼ間違いなく言えるのは、リュエフの新自由主義とバール・プランの間に齟齬を見つけるのは難しいということである。なお、ジスカールデスタンは後年、バール・プランを「社会的市場経済」と呼んでいる⁽⁵⁷⁾。彼もまた、バール・プランが仏独の新自由主義の流れを汲んでいると見ていたのである。

しかし、バール・プランは第二次石油危機を乗り越えられなかった。1979年秋に石油危機がフランス経済に深刻な影を落とすようになると、緊縮政策にたいする国民の反発が急速に強まる。バールにたいする国民の支持率は急落し、つづいてジスカールデスタンの支持率も低下する。こうしてジスカールデスタンは、1981年5月の大統領選挙で、雇用創出、国有化、社会保障改革など、伝統的な左翼のスローガンを掲げる社会党候補フランソワ・ミッテランに敗北する。第8次プランもミッテランの新政権のもとで修正が施される。ただし、次章で明らかになるように、緊縮・改革路線からの社会党政権の離脱もそう長くはつづかなかつた。一方、政権が左翼に移ってもフランス経済のトレンドに変化はなかった。上図に明らかかなよ

うに、フランスのGDP成長率は1974年を境に高成長から低成長へと大きく変化しているが、この新しいトレンドは1981年以降も変っていない。フランス経済が、1974年に生じた「構造的断絶」⁽⁵⁸⁾(計画庁内で使われていた用語)以前の状態に戻ることはなかったのである。

三 新自由主義的秩序の構造化 (1979-99年)

時期を若干前に戻そう。1970年代末から、新自由主義を経済社会の理念として定着させようとする動きが始まる。それを統合欧州レベルで集約的に表現しているのが、「空中のスネイク」に代わる新たな欧州通貨協力制度「EMS」の創設である。フランス国内ではEMSの創設以後、ミッテランが大統領を務めた2期、14年間(ただし、最初の2年弱を除く)に新自由主義的構造改革が進み、さらに新自由主義が経済社会の支配的な理念として定着する。その背景にあったのは、経済通貨同盟構築への取組みの進展、グローバル化、社会主義圏の動揺・崩壊である。

1 EMSの創設と新自由主義

1978年12月、欧州首脳理事会でEMSの創設が決議され、翌79年3月にこの制度が発足した。それを主導したのは大統領ヴァレリー・ジスカールデスタンとドイツの首相ヘルムート・シュミットである。

EMSの誕生により、経済通貨同盟ならびに新自由主義をめぐる問題はまったく新しい段階に入る。というのは、EMSにおいても2.25%の縮小為替変動幅が採用されていたが、この通貨協力制度は次の3点で、それまでの「空中のスネイク」とは性格の異なる制度だったからである。①ECUという名称の合成通貨が中央銀行間の決済に用いられている。ECUは共通通貨⁽⁵⁹⁾(monnaie commune)の一種であり、それは各中央銀行から預託された金・外貨を準備資産として発行される。②各国による為替介入の負担を均等化するために、為替平価の設定や為替介入点の決定にECUが使われている。③EMSは2つの段階から構成されており、発足して2年後に第2段階に移行し、この第2段階で単一通貨(monnaie unique)が創設されることになっている。

EMSを提案したのはジスカールデスタンである。ジスカールデスタンには、ドルの支配に楔を打ち込む

という年末の構想⁽⁶⁰⁾のほかに、バールが敷いた構造改革路線をフランスに定着させるという新たな構想があった。ドルの問題は措くとして、EMSとバールの構造改革路線の間にどんな関係があるのだろうか。この疑問を解くカギはEMSが果たす実際上の機能にある。たしかにEMSでは、為替介入における各国間の負担の均等化が図られていた。とはいえ、ECUに占めるマルクの比重が大きく、しかも、マルクは不断に相場を上げる傾向にあるから、フランスはバールの構造改革路線が国内に定着しフランが強い通貨にない限り、EMSにとどまることができない。他の欧州諸国も事情は同じである。それゆえ、EMSは参加諸国にたいして構造改革を強制する措置として働くのである。フランスのジャーナリストが当時、EMSを「欧州スーパー・バール・プラン」⁽⁶¹⁾——すなわち、バール・プランの統合欧州版——と評したが、この評はEMSのもつそうした機能を見事に言い当てている。なお、シュミットがジスカールデスタン案に同意したのは、バール・プランがフランスで受け入れられ、仏独の経済政策に理念上の違いがなくなったと判断したからである。

EMSの発足とともに、EECの各種専門委員会では通貨目標値の導入など、欧州諸国の経済を収斂させる——より直截に言えば、各国経済を「社会的市場経済」の国ドイツに近づける——ための具体的な取組みが始まる⁽⁶²⁾。しかし問題は簡単ではなかった。強いマルクの温存に執着するドイツ・ブンデスバンクが、技術レベルの問題を盾に、単一通貨が導入される第2段階への早期移行に頑強に抵抗したからである。折から第二次石油危機の影響を受けて仏独両国首脳の政権基盤が弱まり、政治の力でブンデスバンクを抑え込むこともかなわなかった。そして1980年12月、フランスの大統領選挙戦でミッテランの優位が動かなくなったことから、第2段階移行に向けた取組みは中断した。ただし、中断したのは2年間だけで、1974年には取組みが再開される。

2 ミッテラン左翼政権の選択とドロール ——「対外的拘束」の受容

1981年5月の大統領選挙ではミッテランが勝利し、社会党が政権の座に就いた。同党の政権復帰は実に25年ぶりであった。ミッテラン大統領期(1981-96年)の歴史研究は緒に着いたばかりであり、一般に共有されている情報はかなり限られている。そこで本節と次

節では、史実ならびに史料をいくぶん丁寧に確認しつつ、議論を進めることにしたい。

ミッテランの選択

1981年5月、ピエール・モロワを首班とする社会党内閣の財務大臣にジャック・ドロールが就任する。ドロールはフランス銀行でキャリアを積み、1962年に計画庁に「社会顧問」（conseiller social）の資格で転出した。1969-72年には中道右派の首相ジャック・シャバンデルマスの「新しい社会」構想の立案に参画し、1973-79年には改組後のフランス銀行の理事も務めている。その一方で、彼は大手労働組合組織CFTCとその後身のCFDTの活動家でもあった。いわばドロールは、テクノクラートと労働組合活動家の2つの顔をもつ政治家であった。

新政権の発足とともにフラン売りが加速し、フランスから大量の資本が国外に流出した。まずドロールが内需拡大に舵を切り、次いで産業・銀行部門の国有化や社会保障改革が国会審議の場に登場したからである。国際収支の赤字は増えつづけ、政府は1982年6月までに2度フランの切下げを余儀なくされた。そのたびに、EMS諸国間で平価調整が行われた。2度目の切下げを機に、ドロールは大統領と首相の了解のもとに、経済政策を引締め——いわゆる「厳格な政策」（politique de rigueur）——に転換すると同時に、株式・債券投資への減税を実施するなど、「サプライ・サイド政策」（politique d'offre）もこころみた⁽⁶³⁾。1983年春になると状況はさらに悪化し、もはや早急に峻厳な緊縮政策に転換しない限りEMSにとどまるのが難しくなる。ミッテランの周辺には、左翼の伝統的な政権構想に執着し、EMSからの離脱を主張する有力な社会党員が相当数おり、一時はミッテラン自身も離脱に傾きかけた。しかし同年3月、彼が最終的に選択したのはEMS残留である。

ミッテランの選択は政策技術的に見る限り当然であった。前章第2節で述べたように、とりわけ変動相場制が全般化して以降、フランス経済には強い「対外的拘束」が働いていた。しかも1980年代初頭には、主要諸国のすべてが緊縮政策を採用しており、成長政策をとるフランスは国際的に完全に孤立していた⁽⁶⁴⁾。仮にフランスがEMSを離脱し、フランをフロートさせれば、フランが国際投機の集中砲火を浴び、経済が破局にいたることは目に見えていた⁽⁶⁵⁾。

ミッテランの選択の背景

ミッテランの選択については、ほかにも注意しておくべき点がある。まず、1970年代末には、欧州諸国の政策当局者たちは一様に、自国の経験から、財政・金融政策だけでは景気を浮揚できないことを知るようになっていた。それとともに、直面する不況が19世紀末不況、1930年代不況に匹敵する第3の長期不況であるとの見方も広がりつつあった。こうした見方には、日本（および東アジアの新興工業諸国）の工業製品が欧州市場に大量に出回り、欧州諸国の基幹産業を軒並み危機に陥れていただけに、説得力があった。一方、折からアメリカのサプライ・サイド経済学がフランスに紹介されたこともあり、成長は（「需要」側ではなく）「供給」側からの働きかけ——なかでも減税による民間投資の拡大——によってしか得られないとする新自由主義的思想が、若い世代の経済専門家たちをとらえつつあった。ミッテラン政権の経済顧問たちの多くは30歳代の経済専門家で、彼らも多かれ少なかれ、不況に関する新しいアプローチの影響を受けていた。たとえば、大統領が絶大な信頼をおいていたジャック・アタリがそうであったし、アタリの推薦で大統領府入りしたアラン・ブープリルもそうであった⁽⁶⁶⁾。とくに社会党員だったブープリルは計画庁の出身で、同庁長官ミシェル・アルベールのもとで第8次プランの策定に参加していた。

欧州経済にたいする経済専門家たちの認識は、計画庁長官を辞して間もないアルベールが欧州議会に提出した欧州の不況に関する報告書⁽⁶⁷⁾に、集約されたかたちで反映している。その概略を紹介しよう。

欧州諸国の不況は他のOECD諸国よりも深刻で、かつ長期化している。アルベールはその原因を欧州諸国が実施した景気浮揚政策に求める。伊、英、仏の3国は1974年から相次いで内需を拡大し、景気の浮揚を図った。しかし、いずれも国際収支の不均衡に見舞われ、ほどなくして緊縮政策への転換を余儀なくされた。規律ある政策運営で知られるドイツも、1979年に欧州の機関車役を期待されて景気拡大政策に踏み切ったが、同じく惨めな結果に終わった。欧州諸国のこころみがことごとく失敗したのは、変動相場制のもとでは、アメリカ合衆国のような国内市場の広い大国でない限り、公権力による内需拡大は固定相場制の時代とは異なる効果を生むからである。まず、投機筋が内需拡大政策は長続きしないと予測し、早い段階から当該国の通貨を競って売る。そのために、為替市場で通貨の下落に歯止めがかからなくなり、国内経済はインフ

レ・スパイラルに見舞われる。次に、国内の企業家たちも同様の判断に立ち、投資を躊躇する。それゆえ内需を拡大しても、景気の回復力は弱く、また景気回復も短期間で終わる。

アルベールはさらにこうつづける。欧州諸国が採用した調整政策からは成長の鈍化と失業の増大が生じ、いずれの国も停滞の悪循環に陥っている。この事実は、欧州諸国が「対外的拘束」をいちだんと強く受けるようになり、自律的な政策運営ができなくなったことの証である。「EECのいかなる国にも、もはや中期にわたる自律的成長のための十分な余地はない。対外的拘束は外の世界が大きければ大きいほど強くなる。……これらの国は経済政策に関しては小国になってしまった」⁽⁶⁸⁾。小国は大国と違い、単独で需要を喚起すれば長期にわたってその代償を払わされる。要するに、アルベールによれば、マネタリズムの説くところとは反対に、変動相場制が欧州諸国のマクロ経済調整をいちじるしく難しくしており、これが欧州諸国の不況の主要な原因なのである⁽⁶⁹⁾。先に記したように、財務省経済予測局長マランポーは1973年時点で、マネタリズムがフランスにとっては虚構でしかないことを見抜いていた。アルベールはその10年後に、相対的に経済規模の小さいすべての欧州諸国にとってマネタリズムが虚構であったと断言しているのである。

以上のような不況の診断にもとづいて、アルベールは3つの提案を行う。第一に、EMSを活用して域内諸国間で政策協調を進める。域内諸国の貿易は平均して約50%が域内貿易であるから、各国が協調して経済政策を実施すれば個々に実施するよりも大きな効果が得られる。「共同体的乗数効果」と呼ばれるその効果を、アルベールは欧州委員会内で開発されたマクロ経済モデル「コメット」(COMET)を使って実証して見せる。第二に、依然として域内諸国の相互協力を阻んでいる各種規制の壁を取り払い、統合欧州を真の経済的統合体に、すなわち「同質的産業空間」に変える。次いで、それを足場に日本をモデルとした実効性のある研究・開発を促し、生産性を引き上げる。提案の第三は、労使協調による雇用・労働条件の改革である。すなわち、一方で、労働時間の短縮とワーク・シェアリングによって雇用の創出を図り、他方で、パートタイム、フレックスタイムの導入など、雇用・労働関係のフレキシブル化を進める。

なおアルベールは、前述したように社会カトリシズムの流れを汲む社会主義者であったが、自身の報告書を、「ケインズの」と言うよりは「マネタリストの」

であると性格づけている。ただし、彼の言う「マネタリスト的」とは「社会的市場経済」タイプの新自由主義のことである⁽⁷⁰⁾。

ドロールと「強いフラン政策」

——パウル路線への回帰

国際環境が大きく変わり、国内政策における自由度が狭められていることは、ミッテラン政権の内部でも問題になっていた。とくにそれは、産業および銀行部門の国有化をめぐる議論の中心的なテーマになっていた。

国有化は1920年代から、「経済民主化」だけでなく「産業合理化」および「経済近代化」のための手段と看做されてきた。というのは、フランスの経営者は保守的で、職業団体が主導する「管理された競争」に安住しており、彼らにイノベーションや競争力の強化を期待することはできない、と見られてきたからである⁽⁷¹⁾。そうした経営者の性格——それは「マルサス主義」⁽⁷²⁾と呼ばれた——は1980年代初頭においても変わらなかった⁽⁷³⁾。時代の流れに逆行するかのようになり、ミッテランが国有化の実施に踏み切った背景にはそうした事情もあったのである⁽⁷⁴⁾。とはいえ、経済の国際化が進みグローバル化も始まっていた1980年代に、国家の手で経済民主化と、産業合理化および経済近代化を同時に進めることは容易でない。この問題では閣僚たちの意見も分かれた。しかし結局、国有化は2つの要請にそれぞれ異なる方法で応えることになった。まず1982年2月に成立した国有化法は、①産業企業5社、銀行39行、金融会社2社を国有化する、②これら企業・銀行の株式資本を100%国家が買い取る、③従業員代表を国有企業の役員会に加えるなど、法制面における経済民主化が優先された⁽⁷⁵⁾。ところが国会における審議では、国有企業には自由な競争ならびに経営管理の自律性が保障され、管理部門の責任が大きくなることの方に、説明の力点がおかれた。次いで国有化が完了すると、ドロールと彼の後任の財務大臣ビエール・ベレゴボォワは、国有企業の管理者たちにたいして、合理化、収益確保、企業家精神の発揚、競争力の強化に努めるよう指示している⁽⁷⁶⁾。

閣僚たちのなかでも財務大臣ドロールは、左翼の伝統的な政策論が時代にあわなくなっていることをもっともよく知る人物であった。彼はフランス銀行の理事として、同行の内部から、スミソニアン体制の崩壊、ケインズ主義的総需要政策の失効、パウル・プランの登場と展開、欧州通貨協力制度の相次ぐ危機、等々、

をつぶさに見てきたからである。それゆえ彼は、国有化についてはその範囲を狭く限定することを主張し、またEMSをめぐる議論では、離脱派の主張を古い左翼の「ノスタルジア」⁽⁷⁷⁾であると一蹴している。

そうであるなら、なぜドロールは財務大臣就任後の2年間、「ケインズの虚構」⁽⁷⁸⁾に頼ったのか。彼はその理由を、レイモン・パールの緊縮政策と第二次石油危機で不満をつのらせていた国民につかの間の「夢」を見させる必要があったからだ、と説明している⁽⁷⁹⁾。ドロールは政治の論理と経済の論理を使い分け、選挙の直後は前者を優先し、「夢」の期間が終わるや経済の論理を優先したというのである。

こうした事情があっただけに、ミッテランがEMS残留を決断した後のドロールの行動は早かった。彼はEMS諸国に3度目の域内平価調整（フラン切下げ）を受け入れさせる一方、国内政策を峻厳な緊縮政策に転換した。さらに構造改革にも着手する。この構造改革においても、彼はパールの路線に立ち戻った。財務省の内部では、パールの時代から、大規模な規制緩和を内容とする金融制度改革の準備が進められていた。ドロールはこの作業を継承し、1984年1月に「信用機関の活動と管理に関する法律」、通称「銀行法」を成立させた。新味に乏しく、現実へのインパクトも弱かった国有化法とは違い、銀行法は革命的と言えるほどドラスティックなものであった。

フランスの金融制度は伝統的に専門金融機関制度をとり、金融機関間の分業が進んでいた。しかも1941年の銀行法以後は、それまで自由に放任されていた銀行にも細部にわたって厳格な規制が加えられ、銀行間では競争が事実上許されなくなっていた。たしかに規制は1960年代半ばに一部緩和されたが、制度の枠組みには手がつけれなかった。1984年の新銀行法は専門金融機関制度そのものを廃止し、設置形態の違いを問わず、預金の受託と信用業務を行うすべての金融仲介機関（国有銀行を含む）を「信用機関」（établissements de crédit）という名称の単一のカテゴリーに統合した。このカテゴリーから除外されたのは、国庫、フランス銀行、郵便貯金、預金供託金庫の4つの機関だけである。かくてフランスの制度はドイツと同じ「ユニバーサル・バンキング」（banque universelle）に変わり、すべての金融諸機関が競争関係におかれることになった⁽⁸⁰⁾。ピエール・ベレゴボワの言葉を借用すれば、「半世紀に及ぶ諸市場および銀行ネットワークのカルテル化と細分化に終止符が打たれた」⁽⁸¹⁾のである。

ドロールは法案の趣旨説明のなかで、銀行改革の主

な目的を2つあげている。一つは、変動相場移行後に急速に進んだフランスの銀行の海外展開、フランスの銀行による非居住者との外貨取引の急増——一言でいえば銀行業務のグローバル化——、および情報処理技術と結びついた新しい金融技術に、それぞれ適応することである。もう一つは、銀行の「非専門化」を進めることにより銀行間の競争を促進することである⁽⁸²⁾。かくてドロールは、新銀行法を成立させることによって「対外的拘束」を受け入れ、専門金融機関制度の上に構築された国家管理色の強い「信用組織化」体制を解体したのである。

ミッテランの行動も大胆であった。彼は1985年1月にドロールを欧州委員会に委員長として送り込む。欧州委員会委員長としてのドロールの事績についてはよく知られている。単一市場、単一通貨をスローガンに掲げて、1980年の年末から中断していた経済通貨同盟の実現に向けた取組みを再開する。そのために彼が腐心したのは、ドイツ・ブンデスバンクにマルクを放棄させ、それと引換えにドイツ以外の諸国に、①資本移動の完全自由化を含む大規模な規制緩和、②経済政策の収斂、なかでも最初のステップとして物価の安定を中央銀行政策の目的に据えること、の2項目を受け入れさせることであった。そうした努力の成果が、それぞれ1986年2月、1991年12月に調印された欧州単一議定書とマーストリヒト条約である⁽⁸³⁾。これ以後、欧州諸国では新自由主義的構造改革が加速する。したがってドロールは、新自由主義的秩序を統合欧州全体に行き渡らせ、かつ構造化させる役割を果たしたことになる。

3 新自由主義者ベレゴボワと20世紀末の社会民主主義——競争秩序のもとでの「機会の平等」

1984年7月に内閣の改造があり、ピエール・ベレゴボワがドロールの後任の財務大臣に就任した。ベレゴボワはドロールの改革路線を継承し、次々と精力的に構造改革を進めることになる。彼は金属労働者から身を立てた人物で、ミッテランの大統領就任と同時に大統領府事務総長に就任し、1982年から社会問題・国民連帯大臣に転じた。彼は財務大臣に就任した後、首班がジャック・シラクの右派に移り保革共存体制となった一時期（1986-88年）を除き、1992年4月までこのポストにとどまった。この1992年4月に彼は首相に就任するが、その1年後に、内閣と自らにかけられた不正疑惑から自殺を遂げる。

ベレゴボォワの経済政策思想

ベレゴボォワの経済政策思想は、彼が1984年以来さまざまな場で繰り返し使ったキー・ワードに端的に表現されている。「インフレなき成長」、「ディスインフレ」、「強いフラン」、「物価の安定」、「自己金融による投資」、「競争」と「責任」、等々⁽⁸⁴⁾。一見して、先に紹介したレイモン・パールの言説や第8次プランの戦略と変わるところがない。実際、ベレゴボォワは新自由主義者であることを自認する発言すらしている。1990年9月、彼はニューヨークで開かれた財務大臣・中央銀行総裁会議で、自らの経済思想について語っている。ここでも、いくつかフレーズを引用しよう。「私は市場経済の利点を確信している」、「私は安定した通貨、財政赤字の管理および自由で競争的な金融市場を信じて疑わない」、「私の思想を一言で言えば、財政の厳格な運営なくして社会進歩はなく、また、富はそれが分配できるように〔まず〕生産しなければならない。それは私が、国によっては未だ議論が半ばの競争的サプライ・サイド政策 (politique de l'offre compétitive) を重視しているということである」⁽⁸⁵⁾ (傍点は引用者)。ベレゴボォワは、自分の考えがレーガン大統領の政策を支えるサプライ・サイド経済学に近いとまで、言い切っているのである。

ただし厳密に言えば、ベレゴボォワの新自由主義は先のアルベールと同じく、英米流の新自由主義ではなく「社会的市場経済」タイプの新自由主義であった。なぜなら、彼は市場経済を重視する一方で、産業・銀行部門の国有化を受け入れ、社会政策の意義を説いているからである。さらに、フランスの大企業経営者たちが享受している既得権益（「管理された競争」や、それにもとづく地域市場独占）を廃止し、自由な競争市場を実現するために国家の介入が必要なことを、つまりドイツの新自由主義者たちの言う「かのように」の経済の重要性を、説いているからでもある⁽⁸⁶⁾。

このように見てくると、ベレゴボォワの新自由主義がパールや、シラク、後年のニコラ・サルコジなど右派の新自由主義とどう違うのかが問題になる。この点についても、ベレゴボォワ自身が説明している。1986年3月刊行の『経済金融改革白書』の序文に、彼はこう記している。

民主的社會主義は自由を拡大し保障する。今世紀末における自由のもつ新しい重要な意味、それは責任である。かくて、われわれが建設する自由

主義経済では、経済アクターならびに社会的パートナーたち〔労使双方〕に、いっそう大きな責任が付与される。それは、最強の者のために競争を歪めてしまう。野蛮な自由主義とは無縁である。すべての面で平等な条件のもとで投資がなされるのであれば、一番の者が勝ってもかまわない。これが私の生きた経済の概念である。

資金は流動的になっても、必ずしもまい具合に配分されるわけではない。それゆえ、国家が資金をもたない者たち——その筆頭は失業者たちである——を保護することは必要不可欠である……。同じく、国家が資金をよりよく再配分すること、資産をもたない人たちの企画に資金の手当てをしてやることも必要である。……

自由、責任、および連帯、効率と金融近代化の分野で今後フランスを先頭に立たせてくれる各種のイノベーション以上に、金融改革が、選択すべき経済組織のありようを示している。この経済組織では、職業コーポラティズムや国家管理主義の硬直性は払拭されているが、〔一般の〕自由主義とは違い、市場は連帯の組織化によって補完されている⁽⁸⁷⁾。(傍点は引用者)

この引用からは、ベレゴボォワが責任を負っているフランス社会党の経済政策の新しい理念が読みとれる。それを筆者の関心に即して再整理すれば次のようになる。20世紀末における社会民主主義の課題は、コーポラティズム、国家管理主義、私的独占の、いずれとも無縁な、自由な市場経済——新自由主義の創始者たちの言う「競争秩序」——を構築することにある。ただし、失業者に代表される資産をもたない社会的弱者を保護するのは、従来どおり国家の責任である。しかし同時に、彼らも自由な市場経済のもとで責任ある主体にならねばならない。そのために、彼らに、自らの企画を実現するための投資用資金を調達できるようにするのは国家の責務である。つまり、ベレゴボォワが社会民主主義の経済・社会戦略の要諦と見るのは、もはや単なる経済民主化や弱者保護ではなく、すべての国民が市場経済の責任ある担い手となれるよう、投資機会の平等を資金面から保障することなのである。彼が「対経済金融の近代化」（金融技術・制度改革）とともに「金融改革」（中小企業金融の充実）の重要性を力説する理由もそこにある。ちなみに、この点は前任者のドロールも同じであった。「機会の平等」にたいするドロールの関心はとくに1968年の「5月危

機」を契機に強くなり⁽⁸⁸⁾、1983年には中小企業による長期資金調達を容易にするためにパリに「第二市場」を創設していた。

以上から明らかのように、ドロール (ただし、1983年3月以降のドロール)、次いでベレゴボォワの登場とともに、経済政策に関しては、左翼と右派の間に基本的な違いがなくなる。歴史家ベンジャマン・メナールが言うように、違いがあるとすれば、国有化か、民営化か、というイデオロギー面の違いだけである⁽⁸⁹⁾。とはいえ、この違いも大きな意味はもたなかった。後段で触れるように、ベレゴボォワの死後に誕生した保革共存体制下の社会党内閣が国有企業の民営化を進めているからである。それゆえ、ベレゴボォワ内閣で閣僚を務めた経歴をもつ歴史家、ジャン・ノエル・ジャンヌネーの次の証言が重みをもつ。「彼 [ベレゴボォワ] は誰よりも1973年の決定的な転換 [EMS残留の決断、強いフラン政策への転換] を体現していた。それは左翼の近代世界への適応である。彼は左翼の資本主義も右派の資本主義もなく、あるのは一つの共通の基盤であることを理解していた」⁽⁹⁰⁾ (傍点は引用者)。

ベレゴボォワによる構造改革

ベレゴボォワは、先の引用文にうかがえるように、経済政策の主要な課題は自由な資金流通を保障することにあると考えていた。ところがフランスでは、自由な資金流通が伝統的な通貨・信用制度によって妨げられている。ベレゴボォワはここにフランス経済の脆弱性の原因を求める。ジャック・リュエフ以来、何度となく通貨・信用制度改革の必要性が叫ばれたものの、改革、なかでも抜本的な改革は常に先送りされてきた。この事実と重ねてみるなら、ベレゴボォワは問題の本質を見抜いていたと言える。

ベレゴボォワは通貨・信用領域における懸案の多くに決着をつけ、「金融近代化」と「通貨政策の近代化」を達成した。「金融近代化」も「通貨政策の近代化」も彼の用語であるが、それらはいずれも、通貨・信用領域に価格メカニズムを新たに導入するか、既存の市場の機能強化を図ることを意味していた。

まず「金融近代化」から見よう。ベレゴボォワは1985年から86年にかけて、貨幣市場で取引できる短期証券の種類を増やすとともに、1973年に創設された「大貨幣市場」を2つに分割した。こうして生まれた市場の一つは、証券市場 (中・長期) を補完する金融市場 (marché financier) で、ここでは非金融機関間で短期証券が中央銀行通貨で取引される。もう一つは

銀行間で流動性が取引されるインターバンク市場である。この改革によって市場の柔軟性が増し、フランス銀行への信用依存がいちだんと低下した。次いで1988年には、「パリ市場のビッグ・バン」と呼ばれる抜本的なパリ証券取引所改革を実施し、株式仲買人による証券取引の独占をはじめとする、19世紀に起源をもつ古い制度や慣行を一掃した⁽⁹¹⁾。

次に「通貨政策の近代化」。ここでは3つの改革が目される。まず、1985年から86年にかけて、ベレゴボォワはフランス銀行と協力して「信用枠制度」を段階的に廃止した。フランス銀行は戦後の大部分の時期を通じて、銀行ごとに貸出し上限枠を設けていた。いわば行政的な手法で個々の銀行の与信業務を管理し、信用膨張の抑制に努めていたのである。ベレゴボォワはこの制度を廃止し、代わりに、強制準備制度と変動金利によって信用量を調節する方式に代えた⁽⁹²⁾。第二の改革は為替管理の廃止である。フランスでは1939年以來、時期によって程度に差はあるものの、一貫して為替管理が行われてきた。ベレゴボォワは1985年からその廃止に向けた準備に入り、1990年1月に全廃した。最後の第三の改革は、マーストリヒト条約の付属文書にもとづくフランス銀行の定款改正である。これは1993年8月に保革共存政権下の右派内閣の手で実施されたが、改正定款そのものはベレゴボォワ内閣のもとで準備されていた。この改正定款の第1条には、通貨政策の目的が物価の安定にあることと、フランス銀行が業務の遂行にあたって政府の指示を受けてはならないこと (中央銀行の「独立性」条項) が規定された。これにより、パールによって開始され、1983年からドロール、ベレゴボォワへと引き継がれた「強いフラン政策」が法的拘束力をもつことになる。

さらに国有企業の民営化についても、社会党政権下の構造改革として触れておこう。民営化に着手したのは保革共存政権下の右派内閣であり、その契機となったのは1986年2月に調印された単一議定書である。単一議定書が発効すればEEC域内で国境を越えた投資が本格化する。それに備えて、他のEEC諸国に比べて脆弱なフランスの金融市場の成長を促し、国外から投資を呼び込めるようにする。これが民営化の主な動機であった。民営化は、金融危機や政変によって中断されつつ、4つの時期に分けて実施された。第1期は1986-88年、第2期は1993-96年、第3期は1997-98年、第4期は1999年以降である。このうち第3期と第4期の民営化は社会党のリオネル・ジョスパン内閣のもとで実施された。これにより、ユーロが導入される

1999年1月までに25の公的企業・企業グループが民営化された⁹³⁾。

最後に史料を一点引用し、本節を締め括ることにしよう。それは1987年1月、フランス銀行理事会で同行総裁ミシェル・カムデシュが行った総裁退任の挨拶である。カムデシュは1984年から総裁職にあり、総裁在任期間はドロールならびにベレゴボワの財務大臣在任期間とほぼ重なっている。

幸運にも私は、わが国の通貨の健全性——すなわち、安易な金利政策、行政的手法による信用配分、競争的切下げといった安易な便法の拒否、つまり長年にわたってフランスがとらわれてきた幻想のいっさいの拒否——が広範な国民的コンセンサスを得て復活した時期に、当行の総裁を務めることができました。……こう申しますのは、健全で国際的に評価される通貨という至上命題をめぐってわが国で国民的コンセンサスが成立したのは最近のことだからです⁹⁴⁾。(傍点は引用者)

カムデシュによれば、健全な通貨という新自由主義の根本原則をめぐって、戦後のフランスで「広範な国民的コンセンサス」が成立したのは社会党政権下だったということになる。

4 労働組合運動と変貌するフランス社会 ——「プロメテウスの社会」の誕生か

積極的加担というかたちであれ暗黙の了解というかたちであれ、フランス国民が新自由主義的政策理念を受容したということは、遅かれ早かれフランス社会もこの理念にあわせて再編成されることを意味する。では、フランス社会はミッテラン大統領期にどのような変貌をとげたであろうか。労働組合運動を手がかりにしてこの問題に接近することにしよう。というのも、フランスでは19世紀末から1950年代末にいたるまで、労働組合運動が経済社会の進化を方向づけるうえで常に大きな役割を演じてきたからである。

フランスの労働組合運動は1968年の「5月危機」から70年代前半にかけて大きく高揚し、その後急速に退潮へと向かった。それは組合組織率の変化に端的に現れている。この国の労働組合は伝統的に活動家の集まりという性格をもっており、もともと組織率は他の諸国に比べて低かった。その低い組織率がさらに低下したのである。組合組織率(推計値)は1968年から70年

代半ばまでは20%台前半を維持していた。次いで、じりじりと下降し、90年代半ばには10%を切る⁹⁵⁾。2000年代に入ってから7%台に低迷している⁹⁶⁾。

1970年代後半からの労働組合組織率の長期低落は、先進諸国に共通しているために、製造業からサービス産業への産業構造の転換によって説明されることが多い。つまり、利害と階級意識を共有する古典的労働者が減少したことによるというのである。しかしここでは、本節の文脈とのかかわりで、以下にあげる他の2つの要因にも注目しておきたい。

戦後のフランスの労働組合運動は、①賃上げと完全雇用、②それらを可能にする持続的な高成長、③ナショナル・センターによる中央交渉、の3つを戦略の基軸に据えていた。ところが1970年代以降、こうした戦後の運動目標も運動形式も急速に非現実的なものと化した。一方で、フランスが強力な「対外的拘束」のもとにおかれ、高成長を維持できなくなったからであり、また他方で、「5月危機」の前後からフランスの文化的・社会的状況に顕著な変化(個人の個性や主体性を優先する傾向)が生じたからである。これが、労働組合組織率の長期低落をもたらしたと考えられる要因の一つである。

考えられるもう一つの要因は、企業経営の内部と外部に生じた次の2系列の変化である。①経済の国際化・グローバル化にともなう国際競争の激化と製造業の海外移転、②エレクトロニクス、ITCなどの新技術の普及から生じた企業間における技術格差、企業戦略の多様化、労働力編成の変化。フランスの労働組合は大半が職能別の企業横断的組合であつから、労働組合の結集力は弱まり、その運動は力を削がれたと考えられる。

危機の時代はしかし、新しい変化の芽を育むものである。1970年代後半から労働組合運動には新たな目標が登場する。それは週40時間から35時間への労働時間の短縮(およびその半面としての余暇の増大)と、ワーク・シェアリングによる雇用の確保である。ただし、週35時間労働制は1976年の欧州労働組合連合(ETUC)のロンドン大会でも決議されており⁹⁷⁾、この目標は欧州諸国の労働組合運動に共通していた。一方、ほぼ時を同じくして、経営側では、「フレキシブル化」の名のもとに雇用および労働条件の弾力化を進めようとする動きが本格化する。いうまでもなくそれは、速さを増す市場環境の変化と、エレクトロニクス技術に代表される新技術の普及に適応するためである。

こうして週35時間労働制が、労働側の時短・ワーク・シェアリングと、経営側の雇用・労働条件のフレキシブル化という、労使の新たな戦略の交差する場として浮上する。さらに政府の側でも、労使の動きと歩調をあわせて、企業単位での労使協議や労使交渉を促進することによって雇用・労働関係の改善を促すべく、労働法の改正に取り組むことになる。この動きはすでにバール内閣の時代から始まっていたが、ミッテラン大統領期に本格化する。実際、1980年代に入ると、内閣が交代するたびに雇用・労働関係に関する新たなスキームが策定され、労、使、政府の3者間で協議や交渉が行われた。しかし、労使双方が折り合えるスキームの策定は容易でなかった⁹⁸⁾。

ようやく1990年代末になって、社会党のジョスパン内閣のもとで、30年に及ぶ試行錯誤の総決算ともいえるべき制度が誕生する。この制度を根拠づけたのは、それぞれ1998年6月、2000年1月に成立した2つの法律である。法律は法案を提出した雇用・連帯大臣マルティヌス・オープリの名をとってオープリ法I、オープリ法IIと呼ばれる。オープリ法Iは週35時間労働制を制定すると同時に、時短にともなって生じる賃金の不足分を政府が補償することを条件に、労使が2年以内にこの制度の実施方法を交渉によって決めることを定めている。オープリ法IIの方は、2年が経過し、週35時間労働制が実施段階に入ったことを確認するとともに、実労働時間に組み込むことのできる休憩時間など、発足したばかりの新制度に関する追加の細目を規定している。

各種の調査によれば、オープリ法I、IIにもとづいて6500-10000の労使協定が結ばれ、32-35万の雇用が創出され（数字は調査ごとに異なる）、年平均労働時間は1995-2003年の期間で7%短縮された⁹⁹⁾。なお、付言しておけば、2002年に誕生した右派政権のもとで超過勤務を奨励する法的諸措置が講じられ、オープリ法の骨抜きが図られた。しかし、その効果は限定的であった¹⁰⁰⁾。週35時間労働制はすでに定着しており、オープリ法以前の状態には戻せなかったのである。

ところで、時短に向けた取組みが進む過程で、雇用・労働条件に2つの重要な変化が生じた。ドイツや北欧諸国と違い、フランスにおける雇用・労働条件は伝統的に法律で一律に決められてきた。ところがフランスでも、こうした伝統が消滅し、雇用・労働条件が企業および産業部門単位での協議や交渉によって決められるようになった。この傾向はすでに1980年代にも見られたが、オープリ法の制定を契機に一挙に広がっ

た。その結果、国家はもはや制度の大枠にしか直接責任を負わず、制度の細部は労使の自立的交渉に委ねられるようになった。下院調査委員会の報告書が指摘するように¹⁰¹⁾、これは企業・産業部門単位での「社会対話」が急速に進んだということでもある。これが雇用・労働条件に生じた第一の変化である。

第二の変化は、時短および雇用増と引換えに、労働時間のモジュール化（「変形労働時間制」）による労働時間の事実上の年間管理、交代勤務制、雇用形態の多様化（フルタイム、パート、派遣）が一般化したことである。こうしたフレキシブル化が企業経営および労働の現場に与えた影響は企業や産業部門——とくに企業の規模——によって異なる¹⁰²⁾。しかし大まかに言っても、フレキシブル化からは二重の効果が生じた。まず、経営側から見ると、労働は市場経済の変動にあわせて柔軟に調整できるようになった。次に、労働側から見ると、余暇の増大と引換えに、労働密度の強化および雇用・労働条件の著しい個別化・不均等化を受け入れたことになる。

時短とフレキシブル化のパッケージは新しい社会モデルの誕生を意味しているかに見える。1970年代初頭までのフランス社会は「ネオ・コーポラティズム」、すなわち、中央集権型のコーポラティズム・モデルで説明できる社会であった。実際、職業団体の全国組織の内部および相互間で利害調整がなされ、その基礎上で賃上げと国家による公共事業や補助金の散布が行われ、高成長が達成されていた。一方、時短とフレキシブル化を介して生まれた社会モデルは新自由主義コンセンサスを基盤にもつ「分権型コーポラティズム」と呼ぶことができる。この新しい社会モデルでは、労使のナショナル・センターは後景に退き、労働は企業や産業部門単位で、市場経済の変動にあわせて柔軟に調整されるようになっている。

かくて21世紀に入り、リュエフが1960年に説いたダイナミックで創意に満ちた「プロメテウスの社会」が、40年の時を経てようやくフランスで実現したかに見える。しかし、それはあくまでも企業や産業部門単位で見た場合である。ひとたび目を社会全体に転じれば、そこでは不安定就労と大量失業が常態化しており、多様性とともな格差も広がっている。視点を変えることでこのような違いが生じるのは、企業や産業部門から弾き出された労働者が職業訓練を経て再雇用される、あるいは転職することは、新自由主義者や政策当局者たちが言うほど簡単ではないからである。とくに低成長が定着し、グローバル化が進んでいる今日に

ついて、そのことが言える。フランスにおける経済社会の改造を主導した理念は、市場経済と社会との調和に配慮するタイプの新自由主義（「社会的市場経済」）だったはずである。しかし現実には、実態と理念の間に大きな落差が生じているのである。

結語

最後に、本稿における考察から導けると思われる論点のいくつかを、やや敷衍しつつ整理しておこう。

1930・40年代に起源をもつ新自由主義には大別して2つの流れがある。フランスおよびドイツ（さらにベルギー、オランダなどの大陸欧州諸国）で確認できるのは、英米の流れとは異なる「社会的市場経済」タイプの新自由主義である。ただしこのタイプの新自由主義であっても、政策実践の場では自由な市場経済を優先する政策論として立ち現れることが多いために、2つの流れは混同されやすい。しかしフランスに関する限り、この国の流れが「社会的市場経済」タイプであることに疑問の余地はない。ドゴール大統領に政策提言をしていたジャック・リュエフも、ジスカールデスタン大統領のもとで組織的な構造改革に取り組んだ首相兼財務大臣レイモン・バルも、第一級の経済理論家であり、（新）自由主義についての言説を数多く残しているからである。

新自由主義は1970年代からフランスの経済政策全般に支配的な影響を及ぼすようになった。固定相場制の崩壊・変動相場制への移行と第一次石油危機の発生を契機に、ケインズ主義的総需要政策が実効性を失い、構造不況に見舞われたからである。なかでも、長期にわたってフランス経済のパフォーマンスに決定的な影響を及ぼしたのは変動相場制、すなわち国際決済機構に導入された価格メカニズムである。

変動相場制移行後の経済は、マネタリズムによって一義的に説明されることが多い。すなわち、為替市場で需要と供給の均衡が日々実現されるだけでなく、中期において、各国の成長にとって最良の、秩序のとれた調整が実現する、と。しかしこの学説は、対外開放度の高い中規模の工業国で、かつ経済に硬直的要因を多く抱えていたフランスにとっては虚構でしかなかった。大陸欧州諸国（新自由主義の祖国ドイツを除く）についても、事情は同じである。このためフランスでは、変動相場制が導入されて以降、経済政策における自由裁量の余地が大幅に狭められることになった。為替の変動はフランスに及ぶ「対外的拘束」の代名詞と

なり、1970年代半ばにおける高成長の消滅と以後における低成長の常態化という、フランス経済のパフォーマンスに「構造的断絶」をもたらした元凶と看做された。

その後、グローバル化が進むなかで、激化する国際競争や活発化する国際資本移動など、もう一系列の強力な対外的拘束要因が加わる。強まる一方の「対外的拘束」にたいして、フランス（および大陸欧州諸国）は同時に2方向からの対応をこころみた。一方は、「対外的拘束」を緩和することであり、そのために経済通貨同盟の構築を——したがってまた、欧州諸国の経済政策の収斂を——急ぎ、統合欧州内にアメリカ合衆国並みの巨大市場を早期に完成させることである。他方は、「対外的拘束」を受け入れるとともに、国内経済を改造し、価格メカニズムによる迅速な調整が可能な経済に変えることである。こうした二重の対応の結果として、価格メカニズムを公準とし、経済は供給側からの働きかけによって成長すると説く新自由主義が、経済社会の理念としてフランスに浸透することになった。

フランスでは、社会党のミッテラン大統領の時代（ただし、最初の2年弱を除く）に構造改革が組織的に実施され、新自由主義が経済社会の支配的理念として定着した。ミッテランは、イデオロギーを異にする同時代の2人の政治指導者、サッチャー、レーガンと同じ歴史的役割を果たしたのである。彼の大統領在任期間は14年に及び、そのうちの8年間は社会党内閣であった。1936年に、同じく深刻な不況を背景に登場した人民戦線内閣が、ケインズ主義的総需要政策（ただし、賃上げと農家所得の引上げからなる「購買力政策」）に拠り、インフレの管理に失敗して短命に終わったのとは対照的である。

ミッテランの社会党は明らかに早い段階で新自由主義に改宗したと言える。では、なぜ同党は改宗できたのか、また、なぜ改宗後の同党は長期にわたって政権を担当できたのか。これには4つの理由が考えられる。第一に、フランス国内に起源をもつ新自由主義は「社会的市場経済」タイプであった。このようなタイプの新自由主義であったことから、新自由主義は1930年代末以来、フランスの労働組合指導者たち（ただし、非共産党系）の間で一定の支持を得ていた。それゆえ、1970年代に発生した構造不況を契機に、社会党が経済政策の中心目標を「経済民主主義」から競争秩序のもとでの「機会の平等」に移すことは、それほど難しいことではなかった。第二に、1968年の「5月危

機」以降に顕著になった労働者の意識や行動の変化、次いで1970年代後半から生じた労働組合組織率の長期低落から、労働者はかつてのような左翼政党の特別な票田ではなくなりつつあった¹⁰³⁾。その意味では、社会党の改宗は経済社会の進化に対応していたとも言える。第三に、右派政党が、既得権益に安住し、イノベーションに消極的な経営者たちに寛容だったことから、フランスの官僚や技術者、企業の基幹職員たちのなかには、左翼政党に資本主義の改革を託そうとする者が少なくなかった。第四に、1970年代以降、フランス経済は強力な「対外的拘束」のもとにおかれ、経済政策に関してはイデオロギーや政治的党派の違いが入り込みにくくなっていた。

ところで1990年代以降、グローバル化が加速し、それが「対外的拘束」となって欧州諸国の経済政策を制約するなかで、市場経済と社会との調和を図ることがますます困難になっている。経済が危機に直面するたびに採用された政策は、国の違いもイデオロギーの違いも問わず、常に社会を一方向的に市場経済に適應させ、市場を完全市場に近づける性格のものであった。このため、フランスおよび大陸欧州諸国における「社会的市場経済」タイプの新自由主義といえども、政策実践の場では、文字通りの市場原理主義に近づきつつあるかに見える。それを象徴的に示すのが欧州憲法条約の修正条約（リスボン条約、2009年12月発効）である。この条約には「社会的市場経済」が理念として盛り込まれているものの、それには「ハイレヴェルの自由競争が可能」（highly competitive）という限定が付されている。

1970年代後半から新自由主義がケインズ主義に代替するようになった背景には、インフレの管理という焦眉の課題があった。また、当時の国民経済はなお相対的自律性を維持しており、実体を具えていた。しかし今日では、一方でデフレとマイナス成長のリスクが常態化し、他方で、グローバル化にともなう製造業の新興工業国への移転によって国民経済は空洞化しつつある。さらに労働の世界も、グローバル化とITC技術の普及、さらに、それにともなう社会的・文化的状況の変化によって大きく変貌している。明らかに新自由主義をめぐる諸条件は根底から変化している。「社会的市場経済」タイプの新自由主義も時代によって乗り越えられ、それが戦後史のなかで担ってきた積極的な役割を終えたか考えるべきなのか、それとも、21世紀の新しい諸条件もとて刷新され、オペレーショナルな政策論として復活すると考えるべきなのか。現状はなお

混沌としており、それを論じるための機は未だ熟していないように思われる。

脚注

- 1 *Le colloque Walter Lippman*, Travaux du Centre international d'études pour la rénovation du libéralisme, cahier n°1, Paris, Librairie de Médicis, 1939, pp.99-101 ; 権上康男編著『新自由主義と戦後資本主義——欧米における歴史的経験』日本経済評論社、2006年、12-14頁。
- 2 « Daft Statement of Aims », 7 April 1947. Repris dans R. M. Hartwell, *A History of the Mont Pelerin Society*, Indianapolis, Liberty Fund, 1996, pp.49-50; 権上『新自由主義と戦後資本主義（前掲書）』38-39頁。
- 3 Jacques Rueff, « La résurrection de l'Allemagne », *Revue des Deux-Mondes*, 15 juin 1953. Repris dans Jacques Rueff, *Oeuvres complètes*, III : Politique économique 2, Paris, Plon, 1980, p.69.
- 4 権上『新自由主義と戦後資本主義（前掲書）』38-40頁。
- 5 Richard Cockett, *Thinking the Unthinkable. Think-Tanks and Economic Counter-Revolution, 1931-1983*, London, Harper Collins, 1994, pp.175-176.
- 6 カール・ポランニーの『大転換』の新版に寄せられたスティグリッツの序文とブロックの「解説」を参照。Karl Polanyi, *The Great Transformation. The Political and Economic Origins of Our Time*, New York, 1944. (カール・ポランニー著／野口建彦、栖原学訳『〔新訳〕大転換——市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、2009年。)
- 7 社会政策史的アプローチにより「介入的自由主義」に関する周到な考察をこころみた小野塚友二も、新自由主義をハイエクの思想と重ねて理解している。そのために、「もう一つの新自由主義〔ネオ・リベラリズム〕は……どのような政治思想・宗教とも結合しうる」としている（小野塚知二編著『自由と公共性——介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、2009年、28頁）。しかし、本稿の後段で引用する「自由主義のアジェンダ」第4項から明らかのように、少なくとも仏独流の新自由主義は「民主的な手続き」が存在しない体制のもとでは成り立たない。
- 8 権上『新自由主義と戦後資本主義（前掲書）』41

- 45頁, を参照.
- 9 当時ジュネーヴにいたレプケは, バリに宛てた書簡で, 労働組合指導者たちが参加したことに祝意を表している. 権上『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』16-17頁.
 - 10 この点については, リップマン・シンポジウムの記録 (*Le colloque Walter Lippman, op. cit.*) ならびにリュエフの著作集 (*Oeuvres complètes de Jacques Rueff, 5 vols, Paris, Plon, 1977-1980.*) を参照.
 - 11 *Le colloque Walter Lippman, op. cit.*, p.100; 権上『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』13頁.
 - 12 リップマン・シンポジウムにおけるルイ・ルージエの基調報告, およびモンペルラン創立総会におけるハイエクの基調報告を参照. 権上『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』7-9, 33-35頁.
 - 13 権上康男『通貨統合の歴史的起源——資本主義世界の大転換とヨーロッパの選択』日本経済評論社, 2013年; 同「1970年代フランスの大転換——コーポラティズム型社会から市場社会へ」『日仏歴史学会会報』第27号, 2012年6月; 同「現代史のなかの新自由主義——併存する2つの潮流」『歴史と経済』第227号, 2015年10月.
 - 14 1936年に議会上に提された国民経済評議会の改組に関する法案 (通称「ラマディエ法案」) には次のような一節がある. 「今日のフランスの^{サンディカ}現実はコーポラティズム一色である. それは組合である. それは生命をもった勢力であり, 経験を通じて相当程度規律がとれるようになっており, また歳月のなかでその有効性が高められている」(*Journal officiel, Doc. parl., Chambre des députés, n° 3813.* 権上康男・廣田明・大森弘喜編『20世紀資本主義の生成——市場と組織化』東京大学出版会, 1996年, 62頁). また, この法案の審議過程で, 法案提出者ラマディエもこう述べている. 「1884年以来, 組合に関する法律が職業団体に全面的な行動の自由を付与しています. 人びとはいまや, 利益を防衛し, 組織することに慣れていきます. こうして国民のなかに権力の網の目ができあがっているのです。」(*Ibid., Débats parl., Chambre des députés, 1^{ère} séance du 11 février 1936.* 同上, 68頁.)
 - 15 権上康男『フランス資本主義と中央銀行——フランス銀行近代化の歴史』東京大学出版会, 1999年, 第6章, を参照.
 - 16 詳細については, 同上, 第7章, を参照.
 - 17 ちなみに元欧州委員会委員長ジャック・ドロールも, 回想録のなかで戦後フランスの経済政策を「ストップ・アンド・ゴー」と性格づけている. Jacques Delors, *Mémoires*, Paris, Plon, 2004, p.56.
 - 18 リュエフの残した多数の著作物のなかで, 新自由主義が表題に使われているのは一点だけである. 彼の全集 (*Oeuvres complètes de Jacques Rueff, op. cit.*) を参照.
 - 19 矢後和彦「IMFとフランス」伊藤正直・浅井良夫編『戦後IMF史——創生と変容』名古屋大学出版会, 2014年, 181-182頁.
 - 20 « *Eléments pour un programme de rénovation économique et financière* ». Repris dans Jacques Rueff, *Combats pour l'ordre financier*, Paris, Plon, 1972, pp.153-163. 権上編著『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』304-305頁, を参照.
 - 21 « *Papport sur la situation financière* ». Repris dans J. Rueff, *Combats, op. cit.*, pp.170-248. 権上編著『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』307-308頁, を参照.
 - 22 Charles de Gaulle, *Mémoires d'espoire. Le renouveau*, Paris, Plon, 1970, p.146. (ドゴール/朝日新聞外報部訳『希望の回想』朝日新聞社, 1971年, 195頁.)
 - 23 « *Note sur quelques réformes indispensables* », 10 juin 1959. Repris dans J. Rueff, *Combats, op. cit.*, pp.265-275. 権上編著『新自由主義と戦後資本主義 (前掲書)』312-313頁, を参照.
 - 24 « *Rapport sur les obstacles à l'expansion économique* ». Repris dans J. Rueff, *Combats, op. cit.*, pp.319-448.
 - 25 *Ibid.*, pp.291-292.
 - 26 *Ibid.*, p.299.
 - 27 この講演はJacques Rueff, *Discours sur le crédit*, Paris, 1961. (Repris dans J. Rueff, *Combats, op. cit.*, pp.453-475.) として公刊されている.
 - 28 日本では通貨, 信用, 金融の3つの用語を厳密に区別せず, 「金融」という単一の用語で代替することが多い. 本稿では, 取り扱っている主題の性格上, 3つの用語を厳密に区別していることに注意されたい.
 - 29 権上『フランス資本主義と中央銀行 (前掲書)』194-200, 417-432頁, を参照.
 - 30 権上康男「フランスにおける新自由主義と信用改

- 革（1961-73年）『エコノミア』第54巻第2号、2003年11月、4-6頁。
- 31 ABF (Archives de la Banque de France), Procès-verbal du Conseil général, 11 janvier 1962.
- 32 *Idem*, 10 mai 1973.
- 33 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』18-21頁、を参照。
- 34 Yasuo Gonjo, « Qui a gouverné la Banque de France? (1870-1980) », in Olivier Feiertag et Isabelle Lespinet-Moret, *L'économie faite homme. Hommage à Alain Plessis*, Genève, Droz, 2011, p.103, note 34.
- 35 この間の事情については、権上「フランスにおける新自由主義と信用改革（前掲論文）」8-17頁、を参照。
- 36 Y. Gonjo, *op. cit.*, p.103, note 34.
- 37 *Rapport sur le marché monétaire et les conditions du crédit*, Paris, La Documentation française, 1969, 57p.
- 38 報告書の内容の詳細については、権上「フランスにおける新自由主義と信用改革（前掲論文）」19-24頁、を参照。
- 39 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』30-32頁。
- 40 Y.Gonjo, « Qui a gouverné la Banque de France? *op. cit.* », pp.102-105.
- 41 *Journal officiel*, Sénat, 2 novembre 1972.
- 42 ABF, « Supports et modalités des interventions de la Banque de France », annexe au procès-verbal du Conseil général, 26 avril 1973.
- 43 ABF, Procès-verbal du Conseil général, mois de mai à juillet 1973. 権上「フランスにおける新自由主義と信用改革（前掲論文）」32-35頁。
- 44 権上「フランスにおける新自由主義と信用改革（前掲論文）」36-37頁。
- 45 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』109-122頁、を参照。
- 46 同上、186頁、を参照。
- 47 CAEF (Centre des archives économiques et financières), B12563. Note pour le Ministre, par Edmond Malinbaud, 3 mars 1973.
- 48 CAEF, B54757, Note pour le Ministre, par Claude Pierre-Brossolette, mars 1973.
- 49 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』244-253頁、を参照。
- 50 Cit. Par Henri Amoureux, *Monsieur Barre*, Paris, Robert Laffont, 1986, p.275.
- 51 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』256-264頁、を参照。
- 52 Raymond Barre, « Le lien entre théorie et action économiques. L'expérience gouvernementale de Raymond Barre » in Raymond Barre et Jacques Fontanel, *Principe de politique économique*, Grenoble, Presses universitaires de Grenoble, 1991, pp.123-144.
- 53 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』264-266頁。
- 54 同上、273-275頁。
- 55 *8^{me} Plan de développement économique et sociale, 1981-1985*, Paris, Direction des Journaux officiels, 1980, p.40.
- 56 アルバールについては、Arthur Lassaigue, *Michel Albert, une éthique citoyenne au service de l'Europe*, maîtrise d'histoire, Sorbonne-Paris IV, 2004-2005.を参照。
- 57 Valéry Giscard d'Estaing, *Les Français. Réflexions sur le destin d'un peuple*, Paris, Plon, 2000, p.132
- 58 AN, 5AG3/2623. Propositions du Commissaire au Plan au Premier Ministre pour le 7^e Plan, 31 mars 1976.
- 59 共通通貨と単一通貨という用語は今日、メディア等で同義に用いられることがある。しかし歴史研究においては、両者は厳密に区別されねばならない。共通通貨とは、国際協定によって国際決済用に制定された通貨（それは金貨のような実物通貨であってもよいし、ECUのような合成通貨であってもよい）のことである。この制度のもとでは、共通通貨と国民通貨の2種類の通貨が併存し、両者の間で為替関係が緊張し、為替投機や為替相場の変動が生じることもある。これにたいして単一通貨は、制度に参加する諸国が独立した中央銀行を創設し、その中央銀行に発行を委ねた唯一の法定通貨のことである。この制度のもとでは、今日のユーロ圏諸国のように国民通貨は廃止される。
- こうした用語の使い分けが必要なのは、19世紀の欧州では何度も共通通貨を創設しようとする動きがあったからであり、また、マーストリヒト条約

- の調印前夜にイギリスが、単一通貨の代わりに、「ECUハード・カレンシー」と呼ぶ共通通貨を採用するよう提案しているからである。なお、イギリス案（「メイジャー・プラン」）は、技術的難点に加えて、統合進展の妨げになるという理由から採用されなかった。たとえば、*Revue d'économie financière*, numéro spécial hors-série « *Le Traité de Maastricht* », septembre 1992, pp. 157-176. を参照。
- 60 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』81, 91, 121頁, を参照。
- 61 Article de Pierre Pascallon in chronique *SEDEIS*, t.XX-n° 13, 1^{er} juillet 1979 (AN, 5AG/9699).
- 62 権上『通貨統合の歴史的起源（前掲書）』431-478頁。
- 63 Michel Margairaz, « Rapport introductif de Michel Margairaz. L'ajustement périlleux entre relance, réforme et rigueur », in Serge Berstein, Pierre Milza et Jean-Louis Bianco, *François Mitterrand. Les années du changement, 1981-1984*, Paris, Perrin, 2001, pp.336-337.
- 64 ミッテランは、1982年6月のヴェルサイユ・サミットで、各国が内需拡大で協調することを提案したが、同調する首脳は皆無であった。首相モーロワによれば、独りケインズ政策を進めるフランスは、国際的に「完全に孤立していた」という。Pierre Mauroy, *Mémoires. « Vous mettez du bleu au ciel »*, Paris, Plon, 2003, pp.214-219.
- 65 実際、1983年3月、予算大臣ローラン・ファビウスからEMS離脱問題について意見を求められたフランス銀行総裁ミシェル・カムデシユも、そのように説明したという。 *Ibid.*, p.267.
- 66 たとえば、1977年刊行のブープリルの著作（Alain Boubilil, *Le socialisme industriel*, Paris, PUF, 1977, p.256）と、それにアタリが寄せた序文を参照。
- 67 この報告書は商業出版された。Michel Albert, *Un paris pour l'Europe*, Paris, Seuil, 1983.（ミシェル・アルベール著／千代浦昌道訳『ヨーロッパの賭け』竹内書店新社、1985年。）
- 68 *Ibid.*, p.64.（邦訳、82頁）。
- 69 たとえば、ピエールプロソレットの後任の国庫局長で、IMF専務理事、フランス銀行総裁を歴任したジャック・ドゥ・ラロジエールも、後年（2004年1月）、こう証言している。「変動相場は、資本移動の自由を特徴とする世界では国内通貨政策の自律性を高めてくれる、と考えられている。実際には、為替の変動は……とりわけ国際貿易に開かれた中規模の諸国では、深刻な諸問題を引き起こしている。一般的に言って、フロートがマクロ経済調整を容易にすることも、規律を高めることもなかった。」（Jacques de Larosière, « Valéry Giscard d'Estaing et la politique monétaire internationale », in Serge Berstein et Jean-François Sirinelli, *Les années Giscard. Valéry Giscard d'Estaing et l'Europe, 1974-1981*, Paris, Armand Colin, p.30.
- 70 アルベールは『ヨーロッパの賭け』を出版した前年の1982年に『フランスの賭け』（Michel Albert, *Le paris français*, Paris, Seuil, 1983, 308p.）を出版している。彼はこの著作で、サッチャーとレーガンの改革についてこう論評している。同じく自由な市場を重視しているとはいえ、フランスにおけるバール・プランは失業問題に配慮している。これにたいしてサッチャーとレーガンによる改革は、失業の社会的側面を無視しており、彼らの改革は失敗するであろう、と。 *Ibid.*, pp.80-87.
- 71 廣田功『現代フランスの史的形成——両大戦間期の経済と社会』東京大学出版会、1994年、71, 124, 148-149頁, を参照。
- 72 マルサス主義については、権上『フランス資本主義と中央銀行（前掲書）』68, 70頁, を参照。
- 73 19世紀に起源をもつフランス鉄鋼業の名門シュネーデル・グループは1981年から重電メーカーへの転換を図り、成功した。こうして誕生した世界的重電メーカー、シュネーデル・エレクトリック社の会長は、1982年の国有化についてこう述べている。「1981年までは、権力にしがみついたテクノストラクチャーと衰退する資本主義との共棲という、フランスに典型的な現象が支配していた。……〔フランスの〕会社のテクノストラクチャーは真の資本主義とは別の動きをしていた。……フランスがこのような国有化を経験したのは、フランス資本主義が存在しなかったからである」。 *La Tribune*, 12 février 1995. Cit. Par Georges Dumas, *Le miracle socialiste, 1981-2000*, Paris, L'Harmattan, 2001, pp.79-80.
- 74 P. Mauroy, *op. cit.*, p.186.
- 75 1982年の国有化の概要については、藤本光夫『ミ

- ッテラン政権と公企業改革』同文館, 1988年, を参照。
- 76 Pierre Coupaye, « Pourquoi la nationalisation des banques » in *Cahiers français*, n° 214, janvier-février 1984, p.30 ; Pierre Bérégovoy, *Une volonté de réforme au service de l'économie, 1984-1993*, Paris, CHEFF, 1998, pp.63-66 et 92-93 ; M. Margairaz, *op. cit.*, p.362. なお, 公的企業については, すでに1967年4月に政府委員会 (通称「ノラ委員会」) が, 可能な限り市場の法則に委ね, 管理者に最大限の自律性を付与すべきだとする答申を行っていた。1982年法によって国有化された企業・企業グループは, この答申に沿って経営されることになったのである。 *Rapport sur les entreprises publiques*, Paris, La Documentation française, s.d (1968).
- 77 J. Delors, *op.cit.*, p.157.
- 78 P. Mauroy, *op. cit.*, p.214.
- 79 M. Margairaz, *op. cit.*, p.336.
- 80 Projet de loi relatif à l'activité et au contrôle des établissements de crédit, présenté par Jacques Delors, *Journal officiel*, Sénat, annexe au procès-verbal de la séance du 7 juillet 1983 ; P. Bérégovoy, *op. cit.*, p.63.
- 81 Editorial du numéro annuel de l'AGEFI, 15 janvier 1986. Cit. par P. Bérégovoy, *op. cit.*, pp.99-100 ; *Journal officiel*, Débats parl., Sénat, séance du 3 novembre 1983; *id.*, Débats parl., Assemblée nationale, séance des 7 et 8 décembre 1983.
- 82 Projet de loi, *op. cit.*, pp.2-3.
- 83 J. Delors, *op. cit.*, pp.202-228 et passim. ; 権上『通貨統合の歴史的起源 (前掲書)』525-527頁。
- 84 P. Bérégovoy, *op. cit.*, passim.
- 85 Cit. par *ibid.*, p.114.
- 86 ベレゴボォフをよく知る元国庫局長ダニエル・レベックはこう語っている。「彼 [ベレゴボォフ] は, 巨大な経済アクターたちの考えに沿うような現実の自由主義を, 大いに疑問視する精神, 哲学をもった自由主義者であった, と私は考えます。彼は多くの点で, フランスの大企業経営者たち以上に自由主義的でした。しかし同時に, 自由主義的改革を実現するために国家の介入 [の必要性] を信じていたという意味で, きわめて介入主義的でした。」 Cit. par *ibid.*, p.126.
- 87 *Livre blanc sur la réforme du financement de l'économie*, mars 1986. Cf. *Ibid.*, p.104.
- 88 J. Delors, *op. cit.*, p.70.
- 89 *Ibid.*, pp.60-61.
- 90 Cit. par P. Bérégovoy, *op. cit.*, pp.60-61.
- 91 *Ibid.*, p.61.
- 92 この改革が可能だったのは, (ドロールのもとで実施された株式・債券投資への減税措置にも援けられて) 株式・債券市場が復活のきざしを見せ, その結果, 銀行への企業の信用依存が減少し, 信用枠制度の存在意義が低下していたからである。ABF, *Compte rendu au Président de la République par le Gouverneur, exercice 1986*, pp.18-19.
- 93 Michel Durupty, *Les privatisations en France*, Notes et études documentaires, n° 4857, 1988-7, pp.32-34 ; Albert Stéphane et Claude Buisson, *Entreprises publiques. Le rôle de l'Etat actionnaire*, Paris, La Documentation française, 2002, p.123.
- 94 ABF, dossier personnel : Michel Camdessus. Extrait des comptes rendus de délibérations du Conseil Général, 15 janvier 1987.
- 95 清水耕一『労働時間の政治経済学—フランスにおけるワーク・シェアリングの試み』名古屋大学出版会, 2010年, 29頁; 松村文人「フランスにおける労使関係と労働組合の変化」『大原社会問題研究所雑誌』No.549, 2004年8月, 14, 21頁。
- 96 OECD Statistics. Taux de syndicalisation.
- 97 Patrick Fridenson et Bénédicte Reynaud (dir.), *La France et le temps de travail (1814-2004)*, Paris, Odile Jacob, 2004, p.137.
- 98 盛誠吾「フランスにおける労働法の規制緩和と弾力化」『日本労働法学会誌』93号, 1999年5月; 水町勇一郎「フランス労働法制の歴史と理論」『日本労働法学会誌』100号, 2002年10月; 清水, 前掲書, 第1章。
- 99 Philippe Askeynazy, « Working Time Regulation in France from 1996 to 2013 », *Cambridge Journal of Economics*, February 4, 2013, pp.14 of 25. なお, 数字の間に大きな開きがあるのは, 調査ごとに採用された基準に違いがあるためである。
- 100 清水耕一「フランスの労働事情——週35時間労働制と働き方の革新」『労働調査』2011年5月, 10

- 101 Assemblée nationale, n° 2436. Enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 9 décembre 2014. Rapport fait au nom de la Commission d'enquête sur l'impacte sociétal, social, économique et financier de la réduction progressive du temps de travail, p.123.
- 102 週35時間労働制は、一般に生産性の拡大が見込める大企業では労使双方にとって満足のものであったが、零細な企業では人員のやりくりが難しいことから、個々の労働者に労働強化が生じているようである。 *Ibid.*, pp.157-160 et 163-164; 清水, 前掲書, 115-139頁.
- 103 『ル・モンド』紙の調査によれば、社会党は1981年5月の国政選挙で労働者票の74%を獲得したが、2002年4月の選挙では労働者の多くは棄権するか極右政党に投票し、同党は労働者票のわずか13%しか獲得できなかった。 *Le Monde*, 21 novembre 2005.

